

大蔵委員会議録第七号

昭和四十八年二月二十三日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長代理	理事	大村 襄治君	
理事	木村武千代君	理事	松本 十郎君
理事	村山 達雄君	理事	森 美秀君
理事	阿部 助哉君	理事	武藤 山治君
理事	荒木 宏君		
宇野 宗佑君		越智 通雄君	
大西 正男君		金子 一平君	
木野 晴夫君		栗原 祐幸君	
小泉純一郎君		三枝 三郎君	
塩谷 一夫君		地崎宇三郎君	
野田 毅君		坊 秀男君	
村岡 兼造君		毛利 松平君	
山中 貞則君		佐藤 觀樹君	
高沢 寅男君		平林 剛君	
広瀬 秀吉君		堀 昌雄君	
村山 喜一君		山田 耻目君	
増本 一彦君		広沢 直樹君	
竹本 孫一君			

出席國務大臣

大蔵 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 幸雄君
 大蔵省主計局次長 長岡 實君
 大蔵省主税局長 高木 文雄君
 大蔵省証券局長 坂野 常和君
 大蔵省銀行局長 吉田太郎一君
 大蔵省国際金融局長 林 大造君
 国税庁次長 江口 健司君

委員外の出席者

大蔵省主税局税制第三課長 福田 幸弘君

第一類第五号

大蔵委員會議録第七号

昭和四十八年二月二十三日

大蔵省銀行局特 額田 毅也君
 別金融課長
 大蔵委員會議調查 末松 経正君
 室長

委員の異動

二月二十三日

辭任

補欠選任

小林 政子君

津金 佑近君

同日

辭任

補欠選任

津金 佑近君

小林 政子君

二月二十二日

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)
 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

は本委員会に付託された。
 二月九日
 地方議會議員の報酬等に対する非課税措置に関する陳情書(中国市議會議長松江市議會議長長福島芳夫(第五四号))
 は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

国の會計に関する件

税制に関する件

金融に関する件

外国為替に関する件

○大村委員長代理 これより會議を開きます。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。武藤山治君。

○武藤(山)委員 大蔵大臣に法案について簡単に、二十分間の割り当て時間でありまますから、要点だけをひとつつかいつまんで質疑をしたいと思ひます。

第一は、過般、大蔵省が証券界にたいへん介入をする発言をして、特に四証券会社を特別検査する、こういう新聞記事が、きのうですか、出ておりますが、それらの証券会社が好ましくならざる何か具体的なそういう事実があるので特別検査をすることに踏み切ったのか、その辺の経過をまず最初にお聞きしたいと思います。

○愛知國務大臣 最近の株価の状況が御承知のような状況でございます、これらの状況に對しまして、政府としては従来から、これも詳しく申し上げるまでもないと思ひますが、いろいろの措置をとってまいりましたし、また業界の自肅等も要請してまいりました。同時に、私もからいたしますと、株価の形成というものがどういうふうにして成り立っているかという点について、特に最近

近の状況を具体的に掌握したいと思ひまして、一部の証券会社に対して立ち入り検査をいたしましたわけでございます。これは証券会社等の財務内容とか内部管理等にはかなりの改善も最近見られておると思ひますので、特にそういう点について焦点を合わせたというよりは、いま申しましたように株価の形成の具体的な状況等を掌握したいということを中心にして立ち入り検査をいたしましたわけでございます。その結果は、いまやっております最中でございますからまだわかりませんが、今後の証券対策の資料、参考にしたい、こういうふうな考え方をいたしましたわけでございます。

○武藤(山)委員 大臣のお答えでは、具体的に何か大口の買い手に片寄せられた株の取引があるというふうなこと、そういう何か具体的事実があるのが特別検査に踏み切ったというのが新聞の報道ですが、いまの大臣の話ではまだ具体的結果は掌握しておらぬというのでありますが、証券局長、その辺はどうなんですか。

というのは、山一証券、それから大七、丸莊、伊藤銀という証券会社の名まで新聞ではあがっているわけですね。だから名をあげられた証券会社はたいへんショックだろうと思うのですが、さらにその後もそういう状況の証券会社はまだある、これらも立ち入り検査を予定しておるんだ、こういう日本経済新聞の報道ですね。具体的に何か大口の会社が証券会社と結託して一回に何億というような株を証券会社と話し合ひの上でかなり動かしている、そういうような何か事実関係があるのですか。

○坂野政府委員 具体的な名前については、私どもはどこへも発表いたしておりません。それからどういふ証券会社についてという、いま大臣の申しましたような検査をしておるかということでは

ありますが、これからやや広くこの検査をやつていきたいと思います。とりあえず、言われました四つの証券会社から始めておりますが、いずれの場合も、価格形成の秩序がゆがめられるようなことがないように、価格形成の秩序がゆがめられ、そして価格形成がゆがんだ形で行なわれるということがあってはならないわけでありまして、そういうことがあるかないか、あればそれを排除しなければならぬというような観点から、検査対象を選んでおるわけでありまして、**○武藤(山)委員** とにかく二十分ですから議論する時間はありません。

そこで大臣、基本的に、土地投資がばあつとふえたが今度は一時下火になる、株にばあつといく、商品にばあつといくというのは、根本問題はやはり流動性の過剰に非常に問題があるので、これはやはり金融政策が何かどこか一本抜けている感じだ。たとえば企業側は、余ったから少し返済を減らそうとして銀行に返そうとしても、銀行は、はいよ、返さなくてもけっこうですよ、使つていくんですよ。そして銀行の貸し出しというものはさっぱり減らさないようにしている。それは利益率の関係やいろいろな問題がある。そういう関係で流動性はますます余剰になっている。そこらを西ドイツは国債発行して、ばんと使わずに凍結をする。日本の場合には、国債発行しても、予算は総需要をどどん喚起するように大きくして、凍結しないで直ちに支出に回している。そこらにやはり、財政や金融の運営のしかたを根本的にもう一回日本の場合考へ直さぬと、幾ら株屋をたたいてみたところで、土地の問題をちよつぱり個々にたいてみたところで、根本の流動性自体をどう凍結するかという基本的なところに触れないと、大蔵大臣、どうにもこれは効果はあらわれない、こないんじやなかろうかという感じがするんですよ。その辺大蔵大臣の見解はどうでしょう。

○愛知国務大臣 まことにごもつともな御意見だと思ひます。根本は、結局金融政策を的確に行なうことであると思ひます。同時に、限られた時間

でございますから私からなるべく簡潔に申し上げたいと思ひますけれども、外貨との関係において日本の国内に資金が過剰になった、この根本は、たまたま今回変動為替相場をとりまして、御承知のような状況になっておりますので、その根本はさしあたり大勢としてとめることができたように思ひます。したがって、最近数カ月間におけるそうした原因からきておる過剰にわたつたと思はれるものをどう処理するかということでございますが、全体として見ると、ちよつぱり一月から三月期は資金の需要期でございますから、本来正常な場合でございますならば、たとえば日銀が買いオペをしなればならない。そのことがたとえば千四、五百億円とかりに想定すれば、それだけは買いオペをする量が減るわけでございますから、もちろんそういうことをいたします。

それから同時に、金融政策をいたしましては、御案内のように、準備率の引き上げを中心といたしまして目的な規制は相当やりまして、たとえば地価対策などににつきましては、およそ土地に関連すると思はれるものは、業種のいかんを問わず、他の正常な貸し出しの増加の比率以下にとどめるといふ、かなり思い切つた措置をいたしたから、ここ二、三カ月の間には相当の効果があらわれると思ひます。証券に対しては、今後も情勢の推移に依りましても、目的な引き締めというものをやつていかなければならないと思ひます。

それから最後に、一言付言いたしたいと思ひますのは、企業の手元資金の問題でございますが、何といひましても大勢としては金融機関を通ずる金のフローが大きいわけでございますから、基本的にはやはり金融機関を通ずる金融政策というのが一番決定的な手段であり手法である、こういうような基本的な認識を持っておる次第でございます。

○武藤(山)委員 これは議論する時間がありませんでやめませんが、次に大臣、株の年間の売買、株だけで大蔵省の答弁によると約二十八兆八千億

円、そのぐらゐが取引されている。年間の取引額ですね。二十八兆八千億円も株の売買が行なわれておりながら、このキャピタルゲインについては課税されない。もちろん流通税としての取引税はありますが、それから配当については配当課税がありますが、売買利益については全く課税されていない。つい最近、二十万株、五十回というのが一件査察につかまれて課税されたという例が週刊誌に大きく報道されておりますが、それ以外に今まで課税された例を聞いたことがない。そういうような状態で、株の利益についての課税というのが、他の所得に対する課税との均衡上、公平の原則あるいは負担能力の原則等から見て、たいへん批判的だと思つておる。大臣はこれについて、大蔵大臣に就任されて何か手を打とうとか、これは何か考へなければいかぬというお感じをお持ちになつておるのかどうか、この辺ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 確かに税の負担の不公平という点から申しますと、そして同時に感覚的な点から申しても、何とかこれはしなければならぬ問題だといふふうに考へます。そして歴史的にいへば、昭和二十八年以来議論はございまして、けれどもなかなか手がつかない、今回もそこまでは手がつかないでございまして、これは要するに、いままでも大蔵省の見解はよくお聞き取りいただいておりますけれども、一言に申せば、キャピタルゲインをどうとするとキャピタルロスの問題も出てくる。この評価損の問題などの扱い方をどうするかということで、税の理論ということからいひましても問題はあつたかもしませんが、徴税技術的にも非常な問題がある。そこでいまも御指摘がございまして、年に五十回、二十万株というようなことは、もはやこれは個人としてのサイドワークではなくて、もう事業として見るべきであるということ、この辺の徴税のしかたをまずとらえず検討して実績を上げるといふようなことに入っていくことがどうであろうかといふようなことも考へてお

ります。

○武藤(山)委員 大臣のなまぬるい考へでは、この所得の公平化はほくは実現できないと思ひますね。大体二十万株、五十回という法律規定そのものがもう死文なんですから、こんな死文はもう検討し直して、全く捕捉できない法律でありましたらこれは廃止する、別なものを、もつとちよつとしたものを考へ出す、そういう努力すらして、一生懸命この間答弁をしておりましたけれども、まことに歯切れが悪い。やはり検討をするかしないか所から見た大蔵大臣の判定が下されぬ限り、この国民の怨嗟の批判は解消しない。しかしきよはそれをもう議論する時間はありません。大臣も歯切れの悪い、捕捉がむずかしい、ロスをどうするかといふような弁論で終わつておるようでありまして、やがて一般質問のときに少しこの問題は議論をさせようことにいたします。

そこで、そういう死文のキャピタルゲインに対する課税状態であるのだから、せめて流通税だけでも税負担をしておるんだという姿勢をもう少々国民に示すべきではなからうか。そこで、今回の取引税の改正税率を、従来の倍額にしたとはいへ非常にわずかであります、第一種が〇・一二、第二種が〇・三というふうな状態で、まことに微々たる金額であります。もちろん一挙にこれを引き上げればかなり株流通に打撃を与え、影響は大きいと思ひますから、そうべらぼうに一挙に引き上げるといふことは諸般の事情からなかなかむずかしいだろうと思ひます。しかし、現在の改正率ではあります、国民感情に沿わない、この私は思ふのであります、大臣、この程度の改正でやむを得ないとお考へになつておるのか、それともなるほどうちよつと一%くらいのところまでいってもしかるべきかなといふ感じをお持ちにならぬか、その辺ちよつとあなたの見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 これも実はいろいろ苦心したと

ころでございませけれども、これは一律の比例税である、それから流通税であるということから考えますと、従来の税率の倍にするということは、相当な勉強をしたつもりでございまして、将来はともかくといたしまして、今日四十八年度の改正といたしましては、まず倍に踏み切りましてところをひとつ御理解をいただきたいと思う次第でございませ。

○武藤(山)委員 わが党はたいへん不満であります。二十年間同一税率で放置しておいて、いまの物価の状況やいまの租税の徴収の状況、大衆負担の現状等を勘案してみたときに、不労所得に対する、株に対する取引税が一律課税だからといえども、二十年置いてこんなわずかの引き上げでは国民感情にはそぐわない、わが党は第一種は少なくとも五、六倍、第二種のほうは一%に近づく程度の税率に引き上げべきである、実はこういう主張であります。しかし、ここで論争してもしかたありません。

時間がありませんから、次の二点、無記名と架空名義の取引を今後も認めて、取引規制はするつもりはないか、依然として株の無記名と架空名義の取引というものを認めておくかどうか、これが第一点。

第二は、株式の時価発行に伴うプレミアの分に対する法人税の課税を行なうような検討をすべきだと思ふけれども、この点に対する政府の見解はどうか、この二つを取引税に関連する質問として終わり、次に相続税の問題をちょっと伺いたいと思ひます。

○坂野政府委員 証券流通の安全、事故防止という観点から無記名制度でなく、無記名と申しませぬが、架空名義制度はいけない、証券会社はやはり実名主義をとれ、それから証券会社自身の名前でも名義貸しをしてはならないというようなことは数次にわたりましたよかましくいつており、また、証券業協会としてもそういうことで業界の指導にあたっており、往年と比べますとかなり改善されておる現状になっております。

なお、無記名制度というのは、商法の流通のたてまえから昔の記名裏書き譲渡の方式といま違つておりますので、そういう法制上の問題もあろうかと思ひます。

○武藤(山)委員 時間がありませんので、相続税についてちょっと触れておきたいのですが、昭和四十五年から相続税額、さきに課税件数はたいへん急激に増加をいたしております。昭和四十六年二千三百億円であったのが、四十七年三千三百七十億、四十八年の予算では四千七百七十一億、しかもこの原因は地価の高騰、そういう不動産資産、これの評価額の高騰による課税、これが非常にふえてきていると見なければなりません。今回の政府の改正で、大体都会地で七十坪の宅地、三十坪程度の住宅、家屋、このくらいは課税されなくなるのだと、主税局長盛んに答弁しておりますが、これは相続人五人の場合であつて、これから家族は非常に少なくなつて、子供二名くらい、だから女房子供二人、三人家族くらいが大体多くなつてくる傾向であります。子供四人、五人というのはあまり見られないという傾向であります。でありますから、かりに子供が二名で、女房と三人と計算をすると、非課税限度が千四百四十万円、三人と見た場合でも千五百六十万円、いまサラリーマンの国家公務員の退職金が今度の退職手当法の改正で三十五年で九百万をこえるわけですね。そうすると、土地と家屋で一千万、退職金で一千万のうちをつくるというのは、もうざらに出てくる状況が生まれておるわけでありませぬ。したがつて、三人の相続人の場合千四百四十万円、これではちよつと非課税限度が少な過ぎで、いわゆるサラリーマン家庭も相続税を取られて苦しませばならぬ。しかもその場合に、不動産を売つて納税できる階層ならばよろしいけれども、住んでいる不動産でありますと、それを処分して納税するというわけにはまいらぬ。こういう実態にそぐわない小資産階層、こういうものに対する減税の恩恵が渡るような相続税の体系に改善をすべきではなからうか。もう時間がありませんから、こまか

い年度別の数字やなんかを申し上げることはしません。端的に大蔵大臣のひとつ見解を承りたいと思ひます。

○愛知国務大臣 御指摘の点は、これは四十六年度の実績で申しますと、たとえば遺産額千五百万円超では法定相続人が平均四・七五人になつております。ほぼ五人というのが実績でございませぬで、それを頭に置きまして、現行の千二百万円から千八百万円に最低限を引き上げる。それからいまの不動産の関係で申しますと、これもすでに説明をお聞き取りをいたしたと思ひますけれども、都内のポイントとして考えておりますところ、敷地が五十坪で建物が二十坪の住宅の評価額というものを頭に置きまして、最低限として千八百万円ならば何とかいけるのではなからうか、そういう考え方で千八百万円に引き上げることにした次第でございませぬ。

同時に、私の考え方を申し上げますと、従来は何年ぶりに一回というような相続税の改正が行なわれたわけでございますけれども、今後におきましては、御指摘のような事情も勘考いたしまして、もう少し適時に改正をするということも今後の問題としては考えていくべきではなからうか、私はいまに考えていくわけでございます。

○武藤(山)委員 地価の高騰や諸物価の状況、経済動向、そういうものを勘案して適宜に手を加えていく、こういう大臣の意向については私も賛意を表します。ぜひひとつそういう角度で明年そういうサラリーマン階層の、しかも家族の少ない構成、相続人三人くらいでしかも住む家しかない、そういう人たちがどうすれば救済されるのか、その辺を検討願ひたいと思ひます。

それから、もう割り当て時間がありませんから最後に主税局長、いま退職金の遺産についての課税、すなわち国家公務員や地方公務員がぼっくり途中で現職でなくなった場合のことですね、退職金に対する相続税の課税というものは一相続人について八十万円しか認めていませんね。これは私、少な過ぎると思ふのです。しかもいま退職金

は、今度大幅に引き上げになる法案が内閣委員会に提出されている。三十五年で九百万ちよつとこえるのですね、今度は、そういう状況を勘案したときに、一相続人八十万円しか免税点を認めないというこの退職金に対する相続税の課税のあり方は、この際改善すべきだと思ふのですが、まず事務当局の主税局長の見解と大蔵大臣の見解を伺つて、持ち時間終わりますので質問を終わりたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 この点は、今回も一応検討の対象にはいたしましたが、いま御指摘の退職金で非課税になるものというの、おなじみになつてくると相続税と同時に起る場合でございませぬ。退職されてしばらくの時間があつた後相続が起るといふことには、今度はいまの規定は働かない、こういうことになつてまいりますので、確かにたたいまの八十万という金額がいいか悪いかにも問題がありますが、今度は退職後若干の時間を置いて相続が起つた場合と、それから現職中になつたために相続と退職が同時に起つた場合のバランス問題がまた一つありますので、ちよつと今回は踏み切れなかつたわけでございます。今後よく検討いたしてまいりたいと思ひます。

○愛知国務大臣 いま主税局長が申しましたように、平たくいへばこの点もさう考へたのでありますけれども、職についておられる期間に不幸にして死亡された場合、それから退職されてからある程度の期間がたつてから死亡された場合、この間のやはり均衡ということも考へなければならぬまいと思ひます。その辺をひとつのポイントでございませぬ。それから、これはもう御承知のとおりでありますけれども、相続人五人でその中には配偶者もいるという場合は、今回の場合は千八百万円の課税最低限にプラスされて四百万円の死亡退職金が非課税になる、こういうことになりませぬ。いま申しました点などを勘考いたしまして、今回の税制改正案としてはまずこの辺が適當なと

ころではなからうか、こう考えた次第でございます。

○武藤(山)委員 そこで、いま主税局長は、今回も一応議題にはしたが改正には及ばなかったけれども、なるほど退職金が今度引き上げになつたり、だいぶ状況が変わるので検討の要があるような答弁をちらっとしたわけですよ。大臣はそれについてはどうですか、将来、来年あたりこれは。

○愛知国務大臣 来年度以降におきましては十分検討に値する、またしたいと思つております。

○武藤(山)委員 終わります。

○大村委員 増本一彦君。

○増本委員 共産党・革新共同の増本です。

大臣はきのうの私の代表質問に対して、租税三法の問題では明確な答弁をされなかつたわけですが、この点については三法の審議の際に十分に論議を尽くしたいと思つております。きょうは、相続と有価証券取引税法の改正の問題についてお尋ねしますので、きのうのような態度ではなくて、率直にひとつ答えていただきたいと思いますように思ひます。

今回の相続税法の改正案の一つの理由は、中堅財産層の税負担を軽減するという事になっていくわけですが、この中堅財産層とは一体幾らぐらゐの資産を持つてゐる者までをさしておっしゃつておられるのか、その点は大蔵の答弁としてひとつ明確にお答えいただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 まず第一におおむね申し上げますが、昨日の本会議で多くの事項について御質疑がありましたので、御案内のように、総理大臣から各項目にわたつて詳細な答弁をございまして、私からはつけ加えるべきものがございせんませんでしたので、ああいふ答弁を申し上げたわけでございます。決して他意はございせんので、御了承いただきたいと思います。

ただいまの御質問でございますが、中堅層というの、相続税の関係で申しますと、大体最低限が千八百万円というところを課税の最低限にする、こうしたところに該当するようになつ

るの方々が中堅層である、相続税に関連して申し上げれば、さような考え方でございまして。

○増本委員 政府が、特に主税局長が政府の税調に對して出しました相続税の關係資料、四十七年の十月二十日に出しておりますけれども、この中に「標準的な住宅地において土地と家屋のみを所有する世帯の相続財産」というのが一三ページにありまして、これは先ほど大臣が都内あるいは全国の標準的なポイントを選んでその財産の評価をしたというのに当たるのだと思ひますけれども、これを見ましても、今度の場合で、法定相続人五人で配偶者を含んでいる場合でも、一千八百万円、ましてや法定相続人が二人とか三人の場合ですと、土地が五十坪で家屋二十坪の場合でも、ましてや七十坪の土地で家屋が三十坪の場合には相続税として払わなければならぬ。この千八百万円という非課税限度を、あるいは法定相続人が二人、三人の場合ですと、それがさらに下回るわけですが、まかなえない場合が出てくるわけですね。そしてここに住んでいる人たちが勤労者である場合だと、いまの賃金水準などを見ますと相当大きな負担を、しかも自分の経済的な負担でかなり無理をして払わなければならぬ。こういう結果になると思つております。そういうこともできないような場合には、そこに住めなくなるということがあるわけです。あるいはそれもあるというやむを得ない、あるいはそれも当然であるというようにお考えになっておられるかどうか、その点をまず確かめたいと思ひます。

○愛知国務大臣 その点は先ほど申し上げましたが、いま資料について申し上げますと、御案内のように、このポイントとなっておりますところでも、一口にいえばカバーできなくなるところが相当ある、これは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、いろいろとくふうもしてみるわけでございますけれども、一面におきまして、こうしたポイントとして従来考えておりましたところは、いよいよだんだん開けていく土地でございますので、そこに住んでおられるという方々

が、従来の感覚からいつての中堅層というものと多少考え方も変えてきていいのではなからうか、あるいはまた相続税等の場合に住宅あるいはその土地というもののだけを基準にして考えるということもどうかというふうなことで考えまして、この中である種のものがかバーできる程度のところを一つの基準として、千八百万円、あるいは死亡退職の場合におきましては、さらにその上に四百万円が附加されるというふうなことを考え合わせまして、まず中堅層の方々の相続税の問題としては千八百万円の最低限というところが妥当ではなからうか、こう考えたわけでございます。

○増本委員 中堅財産層を千八百万円ぐらゐというふうにお考えになってゐること自体が非常に低過ぎるというところの証明ではないかというふうに思つております。要するに、千八百万円でも、親も兄弟も、あるいはすべての相続人が協力をしなければ、自分の居住資産すら相続税から守ることができない、こういういまの実態です。ですから、相続税が大幅に課税化しているというふうに政府も言われるわけですが、それは統計を見ましても、二千万円までの課税財産を持つようになつて、五・一・八%です、三千万円のところまでいきますと、六・五%近くになる。このことは、ここいらの資産を持つてゐる人については相当程度この相続税を軽減しない限り、居住財産とか、あるいは中小企業の営業資産または農民の営農資産の基本的な部分も守れなくなるといういまの現実を明確に証明していると思つております。この点で、先ほどのお話ですと、適宜非課税範囲を拡大していくというお話がありましたけれども、この法案でさらにその免税点を引き上げて、三千万円程度にまでそれをアップする、こういうお考えが、おありかどうか、最後にお伺いしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 考え方は私も同様に考えるわけですが、ですから、先ほど申し上げましたように、将来の問題としては、相続税の改正というふうなもの、が数年に一回だというふうなことではなくて、

もう少しそれらの点については考えを改めていかなければなるまいと思つております。それから、もう御承知のとおりと思ひますけれども、最低限が現行より五〇%引き上げとなるように今回措置したわけでございますが、これによりまして、相続税の課税件数は約六千二百件程度減少いたします。それから死亡者中に占める課税被相続人の割合が四・九%から四%に減少する見込みでございます。

それからまた、たとえば遺産額が三千万円の場合ですと、軽減の割合が四一・二%になる。そういうふうな内容でありますことも御理解をいただきたいと思ひます。したがうして、ただいま申しましたように、お考えの筋は私もよく理解できますけれども、漸を追うて改善をしていくということに将来において考えてまいりたいと思ひます。

○増本委員 今回のあれでもカバーできない部分がある。そうすると、かなり今回の改正案でも不十分な面を政府側としても認めていらつしやるというふうな思ひますけれども、そういう不十分な案のままで今回お出しになる、この御趣旨が私にはよくわかりませんけれども、もう一度簡単に御答弁いただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 問題はどの程度のところから課税最低限を置くべきかということでございます。その辺はなかなか絶対的な基準をきめにくいわけでございます。先ほど来の御議論のように、方向としては漸次それを引き上げていくべきであると思ひますが、そのやり方として、あるとき非常に大幅に改定いたしますと、先般もちよつとお答えいたしましたように、本法が適用になります。一月一日以降の死亡者と、その前日、十二月三十一日までとの間であまり大きな差が出てくるということについては、実は執行の面においていろいろ問題があるということがありまして、なかなかそこが一挙にばんといふことはいきにくいというふうな事情があることも、ひとつお含み願ひたいと思ひます。

が、従来の感覚からいつての中堅層というものと多少考え方も変えてきていいのではなからうか、あるいはまた相続税等の場合に住宅あるいはその土地というもののだけを基準にして考えるということもどうかというふうなことで考えまして、この中である種のものがかバーできる程度のところを一つの基準として、千八百万円、あるいは死亡退職の場合におきましては、さらにその上に四百万円が附加されるというふうなことを考え合わせまして、まず中堅層の方々の相続税の問題としては千八百万円の最低限というところが妥当ではなからうか、こう考えたわけでございます。

○増本委員 中堅財産層を千八百万円ぐらゐというふうにお考えになってゐること自体が非常に低過ぎるというところの証明ではないかというふうに思つております。要するに、千八百万円でも、親も兄弟も、あるいはすべての相続人が協力をしなければ、自分の居住資産すら相続税から守ることができない、こういういまの実態です。ですから、相続税が大幅に課税化しているというふうに政府も言われるわけですが、それは統計を見ましても、二千万円までの課税財産を持つようになつて、五・一・八%です、三千万円のところまでいきますと、六・五%近くになる。このことは、ここいらの資産を持つてゐる人については相当程度この相続税を軽減しない限り、居住財産とか、あるいは中小企業の営業資産または農民の営農資産の基本的な部分も守れなくなるといういまの現実を明確に証明していると思つております。この点で、先ほどのお話ですと、適宜非課税範囲を拡大していくというお話がありましたけれども、この法案でさらにその免税点を引き上げて、三千万円程度にまでそれをアップする、こういうお考えが、おありかどうか、最後にお伺いしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 考え方は私も同様に考えるわけですが、ですから、先ほど申し上げましたように、将来の問題としては、相続税の改正というふうなもの、が数年に一回だというふうなことではなくて、

もう少しそれらの点については考えを改めていかなければなるまいと思つております。それから、もう御承知のとおりと思ひますけれども、最低限が現行より五〇%引き上げとなるように今回措置したわけでございますが、これによりまして、相続税の課税件数は約六千二百件程度減少いたします。それから死亡者中に占める課税被相続人の割合が四・九%から四%に減少する見込みでございます。

○増本委員 先ほどの大臣の御答弁ですと、相続税法については適宜改正をしていきたい、こういう御趣旨もあつたわけですが、一体何年ぐらいの間隔でおやりになるつもりですか。最後にこれだけ。

○愛知国務大臣 たいま申し上げましたことで大体の考え方は御理解いただけたいと思いますけれども、たとえば所得税を補充するといふような性格も持っている、相続税といふものはそういう性質のものであるといふようなことも考えてみますと、できるなら一、二年に一回の程度は相続税法も改正をするといふことが望ましいことではないだらうか。そうして、漸を追うて実情に沿うようにしたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○増本委員 もう時間がありませんので、有価証券取引税について最後にお尋ねしますが、昨年来の株式をはじめとする証券市場の動態を見ましても、また、証券局や東京証券取引所などの統計を見ましても、金融機関とか事業法人の株の保有比率が全体の六〇%近くになってきています。そうして、昨年の上半期の決算を見ましても、三光汽船とか伊藤忠商事というようになところは、非常に巨額の株の売買益が利益に計上されている。こういう問題も御承知だと思ひます。

そこで、この取引税については、法人の譲渡の場合には、特にその担税力に着目をされて、一般よりも高率の税率で重課をする必要があるといふように考えますけれども、その点についていかがかといふこと、それからもう一つは、このように事業法人が株などの譲渡益を經常利益に出しているといふことから見ても、この株買いや証券取引などのキャピタルゲインについての課税が非常に重要だといふように考へるのですが、それは損金などの問題もあるとか、あるいは法人については法人税が結局はかけられることになるということ、このキャピタルゲインに対する課税については消極的な見解がいままで述べられてきていますけれども、そのキャピタルゲインの発生した

つど、それを他の所得と分離して課税をするといふことをしていけば、こういう問題も解決できると思ひますけれども、その方向で検討される用意があるかどうか。それからもう一点は、キャピタルゲインの課税について、ほんとうに大蔵省はそれを積極的にやるという上で検討をされているのかどうかという点を最後にお尋ねしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 まず第一点は、取引税の問題でございますけれども、これは御案内のように流通税であります。一律でやるのがたてまえでございます。そういう点から、先ほど率直に申しましたように、倍にするといふことについては、政府としても相当の決心をいたしたことを御理解いただきたいと思ひます。

それから、たとえば取引高税を累進の税率にするといふような場合には、かりにそういうことを考えたといひましたとしても、一回の取引金額を分割するといふようなことで課税の回避行為が行なわれるおそれもある種の税については考へられる。そういう点から申しましても、やはり流通税としての取引税は一律であることが妥当である、こう考へるわけでございます。

それから第二の点は、法人の場合は御案内のようにキャピタルゲインも全部総合して課税の対象になるわけでございますから、この点は御趣旨の線に沿うておるものと思ひます。それから法人の場合に、株式の譲渡益だけを別勘定にしてそれだけに對して高率の税をかけるというところは、法人税のあり方から申しましても、一括して法人税といふものがかけられるわけでございますから、そこまで証券について考へることは私は妥当ではない、こう考へております。

それから、申しおくれましたが、個人のキャピタルゲインにつきましても、先ほど申しました、これは租税の公平感といふことからいって、感覺的にもなかなか大きな問題であると思ひます。でございますから、従来から徴税技術上の問題あるいは評価損の扱ひ方あるいは申告というも

のをどういふふうにやったらいいだらうかといふようなこと、いろいろ難点はございますけれども、将来におきましてはこの問題につきましても、検討をいたしたい、こういうふうな考へております。

○大村委員長代理 広沢直樹君。

○広沢委員 非常に短い時間でありまして、有価証券取引税法の改正とそれから相続税法の一部改正について、二点簡単に御質問申し上げたいと思ひます。

いまでも質問に出ておりましたとおり、今回の有価証券取引税法の一部改正に伴う税率の改正であります。二倍に引き上げた点については的確に努力をして二倍に引き上げたのだとおっしゃっておられますけれども、二倍にするのが適正であるかどうかといふことについてはやはりこれはまだ問題があると思ひます。

それは一つには、関連していまもお話がありましたキャピタルゲイン課税といふものが適正に行なわれてないといふところにも関連してきておると思ひますが、いまも、将来にわたってキャピタルゲイン課税については検討してまいるとおっしゃっておりますが、それは確かにここに税の不公平といふ問題から検討しなきゃならぬといふことはわかっているのですが、基本的にどういふふうには取り組んでいくのか。確かに有価証券取引税法ができた時分には、いわゆる譲渡益に対する課税に對して、税法上の理由だとかあるいは諸券市場の育成だとか資本の蓄積だとか、いろいろの理由のもとに一応この有価証券取引税法といふものに切りかえて、流通課税として一律にかけると。そしてその後において、このキャピタルゲイン課税についてはどういふふう具体的にやっていくかといふことを検討されたはずなんです。ですから、二十八年からかれこれ二十年たった今日、いまだ具体的にそういう不公平の問題についての適正な課税の方向といふものが見出せないところに、当局の怠慢があるのじやないかと私は思ふのです。したがって、これは将来にわたって検

討するといふあいまいな御答弁では納得できないのでありまして、どういふ方向に向けて取り組んでいくかといふ基本的な姿勢を大蔵大臣に第一点お伺ひしたい。

それから、ちょうど株に關係した問題で、時間がありませんので続けてお伺ひしておきますが、御承知のように、昨年から株が非常に暴騰する。そしてまた暴落する。またいま暴騰中でありまして。そういうふうな株の変動が非常に激しい。先般いろいろの問題についてはお伺ひしましたけれども、その点に對して大蔵省は信用取引規制処置を強化したり緩和したり、そのつどやっているわけですね。その強化していく場合、今回も四十二銘柄ですか、それに対して預託準備金の率を引き上げております。これが悪いといふのじやない。それは適正に考へてやっていたいかなければならぬと思ひますけれども、こういうふうな七〇%以上あるいは八〇%以上といふふうな強化していく場合は一般投資家が非常に投資しにくいといふ現状が出てまいりましょうし、今度は逆に暴落のときにはこれを緩和する処置をとられるわけですが、その過程において下落する可能性が強いときにこれを緩和するといふことは、確かに小口投資家が投資しやすい状況といふものは生まれるわけでありまして、かえってまたそれについて大きくそれ以上下落していくということが見込まれる場合においては負ける確率が多い。大きな損をするといふような、こういういろいろな弊害が出てきていくわけですが、それに対してただ単に株価の調整のために信用取引規制処置だけを強化したり緩和したりといふふうにするのではなくて、そういういろいろな問題が起こってくることに對してはどう対処しているか。まず二点お伺ひしたい。

○愛知国務大臣 第一点の取引税の税率の問題でございますが、これは御案内のように、たとえば外国でもOECDなどの場におきましてもいろいろの問題にされるわけでございますけれども、ヨーロッパのように国が密接している場合と違いまし

て日本の場合におきましてはそう一挙に多くを引
き上げるといふことは不適當であるといふことで
二倍に上げたわけでございますけれども、今後
の税制のあり方等と関連いたしまして将来の問題
としては検討いたしたいと思います。

それから、キャピタルゲインの問題について
は、個人の問題、これは先ほどお答えもいたしま
したとおり、同様に——実にこれはむずかしい問
題だと思ひますけれども、そのむずかしさを理論
上、また徴税技術上どういふふうにか克服できるか
といふことについて積極的に取り組んでまいりた
いと思ひます。

それから、第二番目の保証金の問題でござい
ますが、これはいまお尋ねがございましたとおりこ
としの一月九日以降とりました、保証金の現金二
〇%を三〇%に引き上げるといふ措置は、当面の
市場対策の一環としてやったこととございませ
ん。これは信用取引によって過大な投機を抑制す
るためにとつた措置でございます、したがってこの
措置の今後の運用に對しましては適宜適切な流動
的な考え方でも処理をしてみたいと思ひます。
そういう考え方でございませぬから、一般の投資家
にこうしたことによつて不測の損害を招くような
ことがあつてはならないのでありまして、むしろ
不測の損害を与えないような気持でとりました
措置でありませぬことを御理解をいたされたと思
ひます。

○広沢委員 それでは、いまのキャピタルゲイン
課税については先ほど申し上げたとおりでござい
まして、要するにいま当局としては将来にわたつ
て適正な課税が行なわれるように検討するといふ
ことでありますけれども、先ほど申し上げました
とおり二十数年にわたつてこれは問題になつてき
ておるのですから、いつまでに大体目標を持って
おやりになるのか。将来にわたつてといつて
も、これからまた五年、十年と、徴税上非常にむ
ずかしいといふ理由でこの不公平がそのま
ま延びては困ると思ひます。ですから、検討
作業としてやはり大体めどといふものを書いて

やるべきだと思ひますから、その点、最後に一点
お伺ひしておきたい。

それから、相続税法についてですけれども、き
のうの新聞で、とにかく四十六年度の国税庁
の調べによりますと、残した資産が九千四百億
円、これは大体が土地です。七〇%までが土地だ
といわれております。そして徴税されたのが二千
億円。これはいままでにならぬ土地の値上がり等
をいふことがあつたもので、二千億円の大口に
乗つた徴税になつておりますけれども、いまこの
滞納状況を調べてみますと、ずっと歴年滞納状況
が非常に多くなつてきています。これはい
ろいろな意味があると思ひますけれども、いまの
居住用の財産でいひましても、たとえば東京周辺
では、せんだつても問題になつておりましたよう
に急激な土地の値上がりをして。別に資産が
なかつたとしても、居住用財産について考えてみ
ても、やはりいまの土地の値上がりで思ひないよ
うな大きな遺産が残つていふ関係になりま
す。したがつて、ここでも問題になつておるま
す。このため土地を相続した場合はその土地を
売らなければ税金を払えない、いわゆる相続貧乏
といふ例もしばしばあるのじやないか。こうい
う実態をどうとらえていらつしやるか、そしてそ
れに對してどう対応する対策を立てていらつし
やるのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

いまちよつと御指摘がありましたように、居住
用財産についてはやはり税金を払わなければなら
ないといふたてまえから、その居住用財産だけ
なかなかたよりのない場合においてはどこかへかわ
らなければならぬ。夫が死んだことによつて、結
局居住用財産を処分して税金を払つてまた別へ移
らなければならぬ。いままでの過程においては
こういふ例もあるわけですが、働いて、そしてロー
ンやいろいろの形でそういう財産をつくつてきた
形もあるだらうと思ひます。そういうことになつ
てくるといふことは、これは社会的にも非常に矛
盾が出てくるのではないかとこの点が問題になつ
ておるのです、そういう夫婦間の場合において

は、やはり次の世代にかわるまでは相続税は非課
税にするといふような方法は考えられないのか。
こういふ面もあつてお伺ひして、私の質問を
終わりたいと思ひます。

○愛知國務大臣 第一点の御質問は、税制調査会
等に諮らましても、いままでもずいぶんいろいろ
な議論があつたところでございませぬから、はつき
り時期を明定することはできませんけれども、
今後誠意をもつて検討、取り組んでまいりたい
と思ひます。

それから、第二の相続税の問題でございませ
ん、滞納の状況等については主税局長から説明を
してもらいたいと思ひますけれども、居住してお
りました住宅などを処分しなければならぬとい
うようなことについては、さような不幸な事態が
起こらないように、御承知のように、相続税につ
きましては延納その他の措置もできるわけござい
ますから、徴税上也十分の配慮をいたすべきもの
であると思ひます。

それから、夫婦間の問題は、これは昨年度の税
制改正で三千万円までは課税されないことになり
ましたし、いわゆる水平移動と申しますか、そう
いふ点については、すでに政府としても相當の配
慮をしておるといふことは御承知のとおりかと思
ひます。

○高木(文)政府委員 先ほど滞納のお話でござい
ましたが、確かに滞納発生額は非常にふえてお
ります。年々ふえておられます。ただ、額はふえてお
りますが、それは、幾ら相続税を納めていたかど
ういふいわゆる徴収決定額がふえていることがお
もな原因でございまして、滞納発生率はある程度
着実に下がつてつあるという状況でございませ
ん。今後ともこの問題は検討していくことにやぶさ
かではございませんが、今回の改正のようにしてい
ただけは、さらにそれに役立つことになると思
つておられます。

○大村委員長代理 竹本孫一君。
○竹本委員 私には二つだけ、まあ質問というより
も要望を兼ねて質問をいたしたいと思ひます。

一つは、土地税制の強化や有価証券に対する課
税が、われわれからいへばいろいろ不満、不十分
の点があると思ひますけれども、だんだん強化せ
られていく。そういうことになりますと、今度は
キャピタルゲインを新しく書面骨とうに求める
といふような傾向が大きく出てくると思ひます。
そういう意味で、これに對する対策といひませ
んか。あつてお伺ひをいたしたいと思います。昭和
二十五年に税制改正で所得税の補完税として考
えられた富裕税といふものがあるんです。これはそ
の後三年ぐらゐでやめてしまつたわけですが、
も、確かに課税技術上非常な困難があるといふこ
ともよくわかりますけれども、少なくとも三年の
実績なり経験なりがあるんだといふこともありま
すので、この際さうした一つの補完税といふか、
富裕税といふたようなものをもう一ぺん検討し
てみることはどうであらうか。この二つの点につ
いてお伺ひしたいと思います。

○愛知國務大臣 二つの点でございませぬが、結局
お考えは一つの線の上になつておると思ひます。
思ひますし、私もごもつともな御意見であると思
ひます。

そこで、それならば富裕税といふことをたとえ
ば一つの提案としてみたらどうか、こういう御趣
旨と思ひますけれども、これは、実は昭和二十五
年のシャープ勧告を受けてできましたのが富裕税
でございませぬが、三年間の経験で三つほど問題と
されたわけでございます。一つは、表現されない
資産といふものをどうして捕捉、把握できるかと
いふこと、それから収益のない資産に對してまで
課税することが適當であるかどうかといふこと、
それから徴税の経験上からいって実に繁雜な手
数がかつたといふこと、同時に、手数が繁雜であ
る上に、補完的に所得の把握も富裕税によつてや
りたいといふのが立法の趣旨であつたと思ひませ

おりました。それが結果的にはイタリアのリラに集中されて、二十三日でございませうか、それからあそこら辺からいわゆるスイスの国際資金が動いて、チューリッヒの小鬼どもといわれる投機筋が動いた。しかし結果的には前回の通貨調整のときよりもそうした国際投機筋の動きは弱かったというか、短かったというか、逆にいえば果敢な措置が早めにとられたということだと思ひますが、こうした事態はやはり私どもが的確に認識しておく必要がある。ことに、これからそうした国際的な投機筋がこれだけではないをひそめてはいい、今後ともどんどん出てくるであろう、それについてどう対処していくか。私は後ほど金の問題を伺いたいと思つておるのですが、かねてからこの問題は必ず金に波及する、質問に立つ機会があれば金を伺いたいと思つておりましたら、けさの新聞で、ついに九十ドルの値が一たん大きくついたという報道がされております。そうした国際的な資金の動きについては、いままでどう認識され、また今後どのように対処されていくか、大蔵大臣の御見解を伺つていただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 まず第一に、情報不足であり機敏な対応ができなかつたのではないかとこの点については、予算委員会でも田中総理から所信の表明をいたしておられますように、まことに遺憾としたしておる点でございませう。それを前提にして申し上げたいと思ひますけれども、お話しのように、一月の二十日過ぎ、イタリアから始まった動きが、二月に入つてからドイツであれだけのドル売りが起こるところとは予想をいたしておりませんでしたし、おそろくアメリカ側としてもこの状況には非常な衝撃を受けたのではないと思ひます。そこで、ヨーロッパ筋とも協議をしながら、ドルが一〇%切り下げということは一応小康を得た。そして日本といたしましては、これに対応して一連の措置をとつて今日に至つておるわけでございませう。

国際的な資金移動がどうであるかということについては、特に多国籍企業の資金の動きというものが注目されております。OECDなどの調査で、

昨年のある時期までのところで四百五十億ドルというようにいわれておりましたが、今日ではそれより相当なふえをおることは当然に想像されるところであり、それが七百億ドルとあるわけであり、前後であるということがいわれておるわけでありませう。これが今後どういふふうになるかということについては、ヨーロッパ市場あるいは特にドイツの今日以降の状況がどうなるであろうかということが国際的にも非常な関心の焦点であると思ひますが、的確に、はっきりとこうなるであろうということを予測して申し上げるだけの立場に現在おりませう。同時に、日本としては、御案内のようから、短期資金の移動によつて日本がどういふことにはまらずまいと思ひます。しかし、日本の為替管理といふことも完備なものではございませぬし、それから貿易の正常な取引とそれ以外の資金の動きとは、接点になりませうと区別がつかないといふようなこともございませうから、この穴から何か異変が起らないように、今後とも十二分の注意を払つていかなければならぬと思つておるわけでございませう。

それから、金の問題にお触れになりましたが、国際的に一番大事なことは、アメリカのドルが金との交換性を回復すること、これなくしてはドルを単一の基軸通貨として現在の制度のもとで終局的な安定はなかなかむずかしからうと思ひますから、何とかしてドルに対しては兌換性を回復するといふ前提で、今後のアメリカとしての政策の遂行といふ成果があるように各国が努力していかねばならぬと思ひます。今後多数国間の、たとえば二十カ国蔵相会議などがあつた場合には、日本としても従来からさうな主張もしておりますし、またそれがむずかしければ、SDRといふようなものをもつたりばななにつくり上げて、別の方向で国際通貨の安定をはかる。しかしそれにしても何より必要なことは、関係各国がそれぞれの国内の経済対策においてインフレを抑制

するといふようなことについて、それぞれの国のできるだけの努力をしてもらわなければならぬといふことで、これは赤字国とか黒字国とかいふことだけではなしに、各国の積極的な努力というものが行なわれなければならぬ、こゝういふふうに考へていられるわけにございませう。

非常に広範な御質問ですから、あるいはお答え漏れがあるかと思ひますが、なお御質問によつて補つてまいりたいと思ひます。

○越智通委員 そういふ措置によりまして、現在為替がフロートされておる。きのうあたりは二百六十数円にございませうか、いずれは固定相場制に戻るといふ返事をしていらないと思ひますが、きのうあたり田中総理がテレビで、三月二十五、六日に予定されておる二十カ国蔵相会議まではフロートしなすだといふことを示唆されたといふ報道がされておる。考へてみますと、四月一日にはイギリスがECに加盟する時期が来る。ECでは固定相場制をとつていられる関係上、ポンドの問題はそれまでに決着がつくのではあるまいかといふ声もございませう。そういたしますと、三月の二十カ国蔵相会議から四月一日あたりが一つの為替問題の焦点の時期になるかといふ気がいたします。ポンドの成り行きを見定めてから円に行くこともきめるといふのも一つの作戦かもしれませぬが、ポンドが先にきまつたのでは、かえつて円の始末がしにくくといふことも考へられるかもしれませぬし、そうした固定相場制への復帰についての蔵相のお考へをお伺いさしていただきたいと思ひます。

す。それにはカナダも入りますし、いまお話ししたイギリスもそうでございませうし、あるいはイタリアもそうでございませう。十カ国のうち半分は変動相場制、さらにそのほかに二重為替相場をとつていられる国もございませう、むしろ固定相場制の国のほうが十カ国の中では少ないわけにございませう。それだからといふわけではもちろんございませぬが、いまはアメリカのドル切り下げがどういふふうな影響を国際的に与えるであろうか、それから日本自身としてはこの変動相場制といふもの、その中で円の実勢といふものがどういふふうな推移をたどるであろうか、その他のいろいろの観点からいたしまして、あまりせつちかちにならずにひとつじっくりかまえるべきではないかと考へておるわけでございませう。

○愛知国務大臣 私は固定相場制に返る問題については、まだ申し上げる時期ではないと思つておる。現況下において日本としてまず妥当な体制ではないかと思ひます。御案内のように、よく十カ国は変動相場制を現に続けているわけでございませう。それにはカナダも入りますし、いまお話ししたイギリスもそうでございませうし、あるいはイタリアもそうでございませう。十カ国のうち半分は変動相場制、さらにそのほかに二重為替相場をとつていられる国もございませう、むしろ固定相場制の国のほうが十カ国の中では少ないわけにございませぬが、いまはアメリカのドル切り下げがどういふふうな影響を国際的に与えるであろうか、それから日本自身としてはこの変動相場制といふもの、その中で円の実勢といふものがどういふふうな推移をたどるであろうか、その他のいろいろの観点からいたしまして、あまりせつちかちにならずにひとつじっくりかまえるべきではないかと考へておるわけでございませう。

それからもう一つは、いまこれもお話しに出ましたが、三月二十六、七日に二十カ国蔵相会議が行なわれるといふことは、その二十カ国蔵相会議の事務局としては決定しているスケジュールにございませう。こゝういふ変動の時期でございませうから、いろいろの話がその会議で出たり、あるいはその機会に個別のいろいろの話でも出る機会もございませう。もしも、必ずしもそれと日本の変動相場制をいつやめるかといふこととは直接のつながりを持たず考へていられるべきであらう、私は、こゝういふふう考へておる。同時にしかし、この二十カ国蔵相会議といふようなものは、十カ国から二十カ国に広がり、ある程度が開発途上国なども熾烈な要望のもとに参加したわけにございませうが、二十カ国蔵相会議の場でも多数国間の通貨調整といふものが会議の議事とあるいは結論として出るかどうかといふことよりも、これからの国際通貨制をどうしたらいいか、先ほど申し上げたようなドルの金兌換といふようなことがもう考へられないとするならば、それにかわつてどうするべきかといふことのほうがむしろ従来経過からいへば大きく論議される問題ではなからうか、こゝういふふうな想像もいたしておるわけでございませう、まだまだ情勢はいろいろの意味で流動的

である、こう申し上げるのが正しいと思います。
○越智(通)委員 固定相場制度というのは、現在のIMF体制のもとにおいては一つの原則的なシステムだと思う。そういう意味で、今後固定相場制度をどうしようにしていけるか、私はその点についていろいろとまだお伺いしたかったのですが、あと五、六分でございますので、残念ながら他の質問を省きまして、先ほど一言言及いたしました金の問題をもう一度伺いたいのでござい

ます。
今度四月一日から日本でも金を海外から購入することが自由化される。これはわりと国民にはそう広く知られていない事態ではないかと思ひます。しかるにかかわらず、海外で先ほど申し上げましたような投資資金が金に殺到しまして、新聞で皆さまごらんのようにたいへんな高値を呼んでおります。昨年時代が大体六十ドル見当だったと思ひますが、日本の貴金属特別会計も六百六十円、六十七ドルぐらゐのもので動かしてはいるはずなんです、いまもう九十ドルになんなんとして

いる。その原因の一つに日本の商社が入っているのじやないかと新聞報道に書かれています。こうして、先ほど蔵相がおっしゃいましたように、金とドルの問題というのは非常に深刻な、自由諸国家の貿易体制を維持していく上で大事な問題であるにもかかわらず、その金の自由化ということがこのタイミングで日本において行なわれる。私は実は金を大い購入することは賛成なんぞござい

ます。が、ややタイミングがおそ過ぎたというかタイミングが悪いような感じもいたします。ことにそれが購入されました場合の日本の金地金業者というのは非常に限定された数と私は何っております。したがって、国内において金の価格の形成がほんとうに公正に行なわれるか。まあ俗なこ

とばでいえば、地金業者がしこたまうけるのじやないか。あるいは個人には、先ほど竹本委員からも絵画の話が出ていましたが、ずいぶんロンドン等が高く絵画を買ったという話の次に、日本人が高

く金塊を買っているじやないかということはいわれますと、全体としての利益からいうとどうもよくないような気もいたします。心配になりまして、実は私はその許可申請が二、三件しか出ていないと関係筋から、役所じやありません、民間の方から聞きまして、お役所のほうに確かめてみたら、二、三件じやないけれども十件以内だという話で、非常に数が少ない。十件しか買わないのだったら国際的にそういうことをいわれるはずはないのでございませうけれども、実際は買っているとするならば、商社が海外で買付けていることと国内で許可申請することとの間にそのようにタイムギャップがあるというの、これまた非常に事態をますますさせるのではあるまいか。こうい

う際でございませうので、金の問題について慎重な御検討をさせていただきたいという希望を申し上げ、それに対する御答弁をお願いいたしましたして、質問を終わります。
○林(大)政府委員 最初に、事実関係を申し上げますが、ロンドン市場におきます金の価格の終わり値でございますが、二月の一日には一オンス当たり六十六ドル七五セントでございました。それがヨーロッパ、日本の為替市場が再開されました十四日には七十二ドルと七十ドル台に乗せまして、その後次第に上昇し、昨日二十二日には終わり値は八十七ドル二十五、新聞報道によりますと九十ドルもつけたということでございます。その原因が何であるかということについて私どもが得

ている情報によりますと、これは米ドルの一〇%切り下げに伴う自然な調整に始まったものであるうけれども、為替市場の不安定等を背景として、この金のドル建て価格の高値の動きが次第に加速された感じが強い。その買い手はどうかということでございますが、買い手は米、欧、中近東等あらゆる方面に及んでございませう。日本筋の買いも散見されたということでございます。現在日本の買いがどの程度になってございませうか、自由化は四月一日からでございますけれども、事前に若干の買付けが行なわれているかもしれない。しかし

ヨーロッパの市場筋の評価では、日本の買いが特に市場を攪乱するような重要な要因になってい

るとは見ていないようございませう。
私どもの自由化のやり方は、あらゆる輸入の希望者が自由に購入できる、そのために、手続面では大蔵当局の許可が要るような姿になっておりませうけれども、どなたでも自由に購入できるわけ

でございます。それが十分徹底していかないようであれば、それは徹底するようにいたしたい。従来から金に限らず、銀、白金その他いろいろなもの

が国内ですべて自由流通になってございまして、したがって、その間価格形成あるいはせものが出回るといふようなことがなく、わりあい円滑に行なわれているわけでございます。今後とも十分配慮いたしまして、そのような価格形成の公正さあるいはにせものが出回らないように、流通の正常な姿を維持するように極力努力してまいりたいというふうに存じております。
○越智(通)委員 ありがとうございました。
○大村委員長代理 武藤山治君。
○武藤(山)委員 突然ピンチヒッターで一般質問をすることになりました。冒頭に金・ドル問題、これに関連して二、三大臣の所感を伺いたいと思

うのであります。最初、国際金融局長、いま日本

の保有してある外貨準備、金が幾らでドルが幾

らであるか明らかにしてください。
○林(大)政府委員 一月末の外貨準備高は、御案

内のおとろひ七十八億五千六百万ドルでござい

ます。そのうち金が八億百万ドル、外貨が百五十九

億九千万ドル、ほとんど全部ドルでございませ

う。それからIMFのいわゆるゴールドトランシュが

六億四千万ドル、SDRが四億六千万ドルでござ

いませう。
○武藤(山)委員 大蔵大臣、いま局長が発表しま

したように、日本の外貨準備の大半は紙つべらであ

るドルであります。われわれはかつて昭和四十年

ごろから本委員会において、ドルというものは、これは将来信用の置けないへん不安な通貨である、したがって、できるだけ外貨準備というも

のは金に切り変えるべきである、こういう質問を、私も当時本会議においても二回ほど質問をしております。大蔵委員会においても何回かそういう提言を政府に迫ったのであります。政府はアメリカにたいへん気がねをしてついに金の購入をしなかつた、こういう経緯があるわけですね。その結果、今日のようなドル不安のためにたいへん日本は損をすることになりますね、大臣。国民のかせいだ富というものが、ドルの切り下げや、あるいは円の切り上げ等によってたいへん損をする。大臣、その問題についてどのようにいま感じてお

りますか。
○愛知国務大臣 従来いろいろの考え方があつたと思ひますけれども、現実には金の準備が非常に少ないという事実は明らかで、御指摘のとおりでございます。

それから、ドルの保有について、これは日本銀行と外国為替特別会計でございますが、この保有高について評価額が将来起るといふこともあり得ると思ひますが、しかし同時に、これは物の輸入資金としては十分まだ使えるわけでございます。今後におきまして、政府としては何とかこう

いう機会を契機といたしまして、さらに一そう輸入の増進策をはかつてまいりたい。そしてドルも一方において使い、かつ貿易上の収支のアンバランスもできるだけ縮めていく努力をしたい。このことと今後の政策を推進していきたい、こういう考え方でおりますことも御承知のとおりと思ひます。

○武藤(山)委員 金を買い付けなかつたために、ド

ルを大量に持って、国民の富というものが結局損

失をこうむることはもう間違いないですね、大

臣。というの、貿易で、輸出でもうけたドルが結局円に切りかわつて国内に利用されるわけ

でしょう、使われるわけでしょう。そのドルが、すな

わちこれは国民の勤勉による富です、外貨が

入つてきたということは、かせぎ高です、外貨が

それが結局フロートすることによって一六%くらい

の円の切り上げとひとしい効果をもたらされるわ

やはり具体的に答弁する場合には、そういう姿勢をとられているなら、こういう点でどういうようにわれわれは姿勢を直してやりますよということがあるわけなければいけないでしょう。この数字は相変わらず、輸入、輸出のバランスというものはたいへんな黒字で、また外貨蓄積はあなたが答弁したとは逆な方向に、このままだとすれば外貨は積もりすぎますよ。積もれば、またさつき言ったように国民のかせぎがドルの切り下げによって減価していくのですから、また国民が損害を受け、国全体の損害にまたはね返るわけでしょう。したがって、そこらの政策を、社会党の堀委員がかつて、予算を組みかねなければだめだという提言をしましたように、政府としてはもう弁解の余地のないところに追い込まれているのですから、口先だけでなくて、経済見通しそのものも、じゃ変えるとはつきり答弁できないのですか。

○愛知国務大臣 経済見通しにつきましては、政府として変動相場制に移行いたしましてからも、繰り返して申し上げておきますように、こうした状況下において年度の末までを、これはかなり長い期間でございますから、見通した経済状況がどう変わるかということ前提に見通しを變更するということは現在ではできない。また、つくろうとすることが不適当であるというのが政府の立場でございます。

それから、いま御指摘になりましたいろいろの研究も各方面で出ておりますけれども、同時に、これはお答えが御質疑とすれ違ふかもしれないけれども、ともすると日本の経済状況がいわば相当強気といえますか、あるいは過熱の動意が見受けられていたというようなことで、将来の見通しの中には、これから相当の期間をもつて十分見通しをつくっていかねばならないと思っております。したがって、私どもとしては現在においてはすでにできております経済見通しというものをやはり一応の中心として考えていくべきであろう。同時に、こういう際に従来からやっていた円対策

の基本的な考え方を立ててはいけない。というところは、輸出奨励ではなくて、内需に転換であり、福祉国家のほうに向けていかなければならない。こういう気持ちは、こういう状況下になればますます持つていかなければならない。その努力や政策がどういふ形で輸出、輸入の方面にあらわれるかということは、今後の情勢や今後の政策の進め方によってこれはきまるものである、こういうふう方に理解すべきものじゃないか、私どもはかように考えているわけでありませぬ。

○武藤(山)委員 そのまでの答弁、私は一応大臣の立場に立つて考えた場合、やむを得ないと思えます。せつかくつくったばかりの経済見通しをここでいま数字をいじるなんということはできない。それは形式はそれでよろしいと思えますが、問題は、政策努力によってこれから輸入をふやすのだ、こういう場合に、一体、じゃ二百五十二億ドルという輸入は、実際は政府はどの程度へ今度を持つていこうとしているのか。関税率の改定や輸入のいろいろな奨励をすることによって、見通しにこだわらずにここでそのまま率直に答弁していただくとしたら、二百五十二億ドルの輸入はどのくらいにふえるというのか、率直に政策努力によって期待する数字はどのくらいか、大臣の期待している数字は。

○愛知国務大臣 少なくとも二百五十億ドル以上の輸入を確保したいというのが目標でございます。それはまさに人をばかにした答弁ですね。それはまさに話じゃないですか。八十一億ドルの黒字ができるということは多過ぎる、外貨準備がさらに積み増しになる。したがって、外貨準備をできるだけ減らすことが、国際的な圧力から今日当然やらなければならぬ政策努力なんですよ。したがって、二百五十二億ドルよりも輸入をふやしたいなんというものはあたりまえの話なんで、政策努力によってどの程度までこれを

持つていこうとおるかというのを聞いて

おるんだから、不親切な答弁じゃなくて、このくらいまでは今度の関税率の改定で持つてくるだろう、あるいは特別に買付付を奨励することによってこれぐらいのものがふえるだろう、ある程度の積算は大蔵省としておるんじゃないですか。通産省やほかのいろいろな協議をして、ある程度、この程度まで輸入をふやさざるを得ないだろう、そうしなければ外圧でまたたいへんなことになるだろうという心配はしてないのですか。一切そういう協議というのは省内でやらないのですか。ただ二百五十二億ドルよりはふえるだろうという不親切な答弁しかできないのですか。そんな大蔵省じゃ信用できませんね。

○愛知国務大臣 御承知のように、経済見通しというふうなものを公の立場に立つて、たとえばつくり直すというふうなことになる場合でありまして、相当の期間を要するわけでございます。したがって、現在の状況下においては、この見通しを改定するということではできません、あるいは無理にやろうと思えばこれは不適当なものしかできませんということを正直に申し上げているわけでございます。これは現在のフロートというものをやめていく期間、それからその落ちつく水準あるいは国際情勢の推移、いろいろなことが、いま非常に流動的でございますから、その上に立つて、公の立場でございませぬ、ということ、計画的に最終の時点を目ざしての数字をあげて申し上げるということは、これはできないと申し上げるのがほんとうに正直なところではないかと思えます。

○武藤(山)委員 時間がありませんから、大臣の不誠意な答弁に対しては、あとでいつかお見たいとひとつ徹底的に議論をしたいと思います。次の問題に入りますが、日本銀行は日本銀行政策委員会というものを組織しておりますね。この政策委員会の主たる任務、大臣が期待している機能、政策委員会にどういふものを期待しているか。

○愛知国務大臣 この日本銀行の政策委員会とい

うようなものができましたのは、ずいぶんもう古くなりませんが、日本銀行法第一章ノ二の十三条ノ二に任務が書いてあるわけでございますが、「日本銀行ノ業務ノ運営、中央銀行トシテノ日本銀行ノ機能及他ノ金融機関トノ契約關係ニ關スル基本ナル通貨信用ノ調節其ノ他ノ金融政策ヲ國民經濟ノ要請ニ適合スル如ク作成シ指示シ又ハ監督スルコトヲ任務トス」これが日本銀行政策委員会の任務である、かように承知いたしております。

○武藤(山)委員 この十三条ノ二を讀んだだけでも、これはたいへん重要な任務、機能を持った委員会ですね。特に今日のようなインフレ傾向のとき、通貨信用の調節それから國民經濟の要請に適合する金融政策、こういうものをつくりなければならぬというのですから、相当有能な人材、確固として自分の意見を述べられるようなそういう人をやはり選んでおかぬと意味がなくなりませぬ。この間の運輸審議会の答申のように、大臣が困るような答申を出せないなんという腰抜けの審議委員や政策委員を並べたのでは、これは國民にえらい迷惑をかけるし、期待を裏切ることになりませぬ。現在出ている政策委員というのをずっと見ると、日本銀行法によると、商工業の代表、それから農業の關係者、そういう者を出すとなつてい

「農業ニ關シ優レタル經驗ト識見ヲ有スル者」現在、この商業及び工業に關する代表一、農業の代表一ですか。

○吉田(太)政府委員 武藤先生御承知のように、必ずしも代表という形になっておりませぬで「商業及工業ニ關シ優レタル經驗ト識見ヲ有スル者一人」とございます。それに当たるのが小島新一氏でございます。それから「農業ニ關シ優レタル經驗ト識見ヲ有スル者一人」というのが東畑四郎さんでございます。

○武藤(山)委員 小島新一さんは御承知のように元八幡製鉄の社長さん、年は七十八歳。この八幡製鉄の社長が商工業ですかね。それから農業といへば、これも元農林事務次官の東畑さん、これは

学者ですから遠くないが、さらに、今日のよ
うな通貨に対する関心の非常に強いという時勢
に、この規定はもう古いんじゃないですか。昭和
十七年、太平洋戦争中の遺物だね。預金者の代表
なり、もつと一般の中から学識経験豊かな者とな
り、何かそういうような者ももつと含めて、政策
委員会そのものをやはりこの条文で規定してい
る必要があるんじゃないか。昭和十七年の古い
ままの、戦時中の遺物です。そして何かおぼ捨て
みたい、みんな七十過ぎのおっさんをこへ押
し込む。月給幾らくれていますか、これ。たいへ
んですよ。

○吉田(大)政府委員 これは兼職禁止の規定ある
いはやめたあとに就職制限がございまして、非常
に厳格な扱いになっておるわけでございまして、
俸給年額八百四十万円、手当三百六十万円がござ
います。これは年額でございまして、一千二百万で
ございまして。

○武藤(山)委員 大体月に換算すると百万、それ
に賞与もおそらく別に入らるんではないかと思
いまして、大臣、昭和十七年につくったこの法律
は、いま言った商工業代表と農業代表という規定
だけで、預金者なりあるいは学者なり、そういう
ような者を入れる余白はないわけだ、この法律規
定では、この辺でひとつ、その辺のことを検討す
る必要があるんじゃないかと思うのですが、大
臣の率直な御所見はいかがでございませうか。

○愛知国務大臣 いまお話がございましたが、こ
の日本銀行法の中に日本銀行政策委員会というも
のが規定されましたのは、昭和二十四年でござ
います。これは戦後の、戦前からの状況の変化に対
応いたしました、日本銀行の運営につきまして
できるだけ新風を入れなければならぬ、それから
民主的に運営をはかりたいという当時の世論の上
に立ちまして、この日本銀行政策委員会というも
のがつくられたわけでございまして。そして法律の
上で、いわゆる内閣の任命する任命委員について
は、国会の同意を得て、しかもその中におきまし

ては金融業とか商業及び工業とか農業とかいうこ
とが法律の上にも出てくるから、いざいまして
当時といたしましては非常に画期的な規定であつ
たと私はいまもそう思っています。武藤(山)委員
それがいまは時代おくれだとい
うことなんです。もつとふやすのなら学識経験
者なり学者の中からかあるいは消費者なり預金
者の中からかそういうものを含めて、いまのは
たとい日本銀行総裁、大蔵省を代表する者一
人、経済企画庁を代表する者一名、さらに地方銀
行から一名と都市銀行から一名、商業及び工業に
関しすぐれたる経験を有する者一名、農業に関す
る者一名、こうなっているのです。これではい
まの時勢の金融政策なりインフレーションなり通
貨増発なり国債発行の問題なりいろいろ問題
が、今日もう国民の関心事がたくさんある。通貨
問題、日本銀行に対する姿勢の問題、そういう問
題を議論するところに、これだけではもう足り
ぬ、もつと幅を広げて十分実質的な議論のできる
政策委員会に改める必要がある、こう考えるわけ
なんです。そこで、大臣にそういう方向で今後検
討するという御意向がないか、こういう要求なん
であります。

○愛知国務大臣 これは日本銀行法の問題でござ
いますから、日本銀行法自体についていると考
えなければならぬというところでございましてな
ら、その一環として考えることはできると思いま
す。

それからもう一点、あえて私、申し上げたいと
思いますけれども、中央銀行という性格は、たと
えばこれは国会に対しての責任というものは、日
本銀行の総裁の任命権というところからいえます
ように、これは政府が責任を国会に対して持つわ
けでございまして、これはできるだけ中立的な
存在であるという本旨は曲げることは私ではでき
ないと思ひます。ですから、他の審議会その他は
おのずから趣の違ったものでなければならぬ、
その点だけはあえて申し上げておきたいと思いま
す。

○武藤(山)委員 中立的ならもつと国民の代表が
入るべきじゃないですか、中立性をもつと出そう
というなら、それでいまの任命している顔ぶれを
見たって一つも中立的なのはおらぬわけだ。中
立的なら、もつと国民的基盤に立った中立的なも
のを半分くらい出さなければいかぬ。それは詭弁
なんだよ、大臣。そうじゃなくて、大臣に日本銀
行法改正の提案権がないにしても、通貨の問題と
いうのは、インフレの問題や通貨増発の問題や銀
行との関係、国民はいろいろな角度から日本銀行
に対する期待を持っているわけだ。したがって、
そういう機関であるのだから、現状にもつと沿う
ようなそういう形でもつと再検討してしかるべき
ではないか。いますぐここで改正しますよ。しかし検
討の必要がないのか。二十三年間も、四半世紀も
過ぎた当時につくった選ぶべき基準なんだから、
この選ぶべき基準を直すべきだ、こういう意見な
んです。検討する必要があるは全くありませんか。

○愛知国務大臣 私は、いま申し上げましたとお
りで、これは日本銀行という組織の中の政策委
員会でございます。この日本銀行というものを全
体の中立的なものであります。そして通貨政策とい
うものは、これは国会に対し、国民に対して直接
責任を持つものは政府でございまして、その点を踏ま
えてお考えをいただきたいと思ひます。私とし
ては日本銀行法自体が改正の必要ありとするなら
ば、その一環として、日本銀行の組織の一環とし
て考えることはできましようというふうに申し上げ
ておるわけでございまして。

○武藤(山)委員 そうしたら、大臣の言っている
のは、日本銀行法のこの全文にわたるとか広範に
わたる改正でもない限り、政策委員をどういう範
疇から出すなという個々の規定については手は
触れられないという意味なんですか。日本銀行法
そのものをいじるときでないか、そういうたとえ
ば十三条、四なら四だけいじることはできない
のですか。そういう意味ですか、いまの答弁は。

○愛知国務大臣 私は、日本銀行というものの性
格に触れてあえて申し上げたわけでございまし
て、そういうところをお踏まえただいて御論議
をいただきたいと、こういうことを念のために申
し上げたわけでございまして。それから日本銀行法
というものは改正の必要というものがあつると
ならば、その一環として検討することは適当でござ
いまして、私の意見はこういう意見でございまして。
○武藤(山)委員 いま、日本銀行政策委員の任命
が国会でこれから論議されようとする、具体的人
選問題も出ているわけですね。しかし大臣がそう
いう答弁を承認するわけにはいきませんよ。
一応、時間がありませんから、質問はこれで終
わります。

○大村委員長代理 本会議散会後直ちに再開する
こととし、暫時休憩いたします。
午後零時四十六分休憩

○愛知国務大臣 私は、日本銀行というものの性
格に触れてあえて申し上げたわけでございまし
て、そういうところをお踏まえただいて御論議
をいただきたいと、こういうことを念のために申
し上げたわけでございまして。それから日本銀行法
というものは改正の必要というものがあつると
ならば、その一環として検討することは適当でござ
いまして、私の意見はこういう意見でございまして。
○武藤(山)委員 いま、日本銀行政策委員の任命
が国会でこれから論議されようとする、具体的人
選問題も出ているわけですね。しかし大臣がそう
いう答弁を承認するわけにはいきませんよ。
一応、時間がありませんから、質問はこれで終
わります。

○大村委員長代理 本会議散会後直ちに再開する
こととし、暫時休憩いたします。
午後零時四十六分休憩

午後二時五十七分開議
○大村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き
ます。
質疑を続行いたします。山田(社)委員。
○山田(社)委員 ちようど三年ぶりなものですか
ら、いろいろ当を得ないこともあろうかと思いま
すが、少し質問を続けたいと思ひます。
昨日の参議院でございまして、大臣、質疑の中
で、第三次、第四次の円対策を検討しつつある段
階だということが述べられておるようでございま
すが、具体的にはどういふことを第三次、第四次
にお考えになっておられるのか、そこらあたりを
ひとつ伺いたいと思ひます。

○愛知国務大臣 一つは、三次にわたる円対策と
いうものは、これは変えないで、残つておることは
推進をしたいということ、それから、それ以外
にも考えられるようなことは今後においても取り
上げていきたいという趣旨を申し上げたのでありま

て、第四次としてどういふことを考えているかというのをまだ具体的に申し上げたつもりではございません。

しかし、それをもう少しまかく申しますと、第三次の中ではもう一段と資本の自由化をやりたいと思っております。これが残っておりますがございませぬから、これはできるだけすみやかに、大体OECDの案に沿うたような原則的な資本の自由化一〇〇%ということをやりたいと考えておるわけでございます。

それから、たとえばこれは大蔵省の所管で申し上げますと、非関税障壁の中で、まあこれがいわゆる円対策ということに直接つながるかどうかは別といたしまして、たとえば飛行場における通貨の取り扱い等について調書をとるというようなことが、外国人旅行者にはとかく苦情の種になっておるようですから、こういう手続の簡素化あるいは撤廃というようなことも具体的に考えられたいであらうかというようにも考えておられます。それから、関税につきましては、いま特惠関税の全面的実施ということを中心にした定率法の改正の御審議をお願いしているわけでございますが、将来の問題としては、もう少し突き進んだ、まあ率直に申しますれば、暫定的に政府に執行権をもう少し幅広くゆだねていただくというようなことも考えられはしないだろうかというようにも、考え方の中の一つ入れてあるわけでございます。

○山田(耻)委員 こうした一連の計画を非常に有効的に作用させるような具体策というものは、いつごろ発表できる段階に来るわけですか。

○愛知国務大臣 これは立法を要するものもございませぬ、それともたまたま触れましたように、現に御審議をお願いしているものが成立することがまず第一でございませぬから、いま期限を切つて、どういふことがいつできるかという日程まで含めて、第四次円対策とか、あるいは第三次円対策の付録というものを具体的にまだ用意する段階には行っておりませぬ。しかし、いろいろ考え、検討

しておるという段階でございます。

○山田(耻)委員 当面お考えになっておるような円対策で、これからの日本の経済成長の度合いを、あるいは貿易上の一つの取引の関係の中で、円の切り上げという事態が回避できるというふうな前提に立ってお考えになっておられるのか、それとも当面の糊塗的な一つの段階としてお考えになっておられるのか、これによって私はいま組み立て方に相違があると思ひますが、いまお考えになっておられるような第三次、第四次の円対策というのは、一体将来に對してしっかりと安定の保障を得られるというふうな認識に立って作業を進めておられるのかどうか、そこをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 いずれにいたしまして、日本の中からの進路というものは、四十八年度予算の中に組み込まれておるような考え方、つまり一言いでいへば、内需中心にしていきたいという考え方を伸ばしていくことが、どちらにしても必要なことであると考えておるわけでございます。通貨調整の問題がどういふふうな進展になりまして、この考え方は通していかなければならない、こういう考え方をでございます。

○山田(耻)委員 内需中心にこれからは切りかえていくということについては、予算委員会でもしばしば述べられてきたことで、話としては私たちが理解できるわけですが、しかし、今回四十八年度予算一つを見ましても、この審議中に円のプロットが起りました、まさに出された予算そのものに傷があるのではないだろうか、こういう懸念を多く呼び起こしてきておることも事実です。きわめて不安定な状態なのですか。

そこで、もう一点その点に入つてみたいと思ひますが、大体四十八年度予算をつくられます経済見通し、この経済見通しが、さつきも本会議で議論がございましたが、たとえば鉱工業生産にしても、実質一三・六%程度の成長を見込んで経済見通しの基礎が固められておりますが、今回の変

は維持できるのかどうなのか。当然維持できないと思ひますけれども、維持できないとすれば、実質どの程度の経済見通しになっていくのか、その点をひとつお聞かせいただきたい。

○愛知国務大臣 経済見通しというのは、単なる経済の予測というよりは、本来、経済の実勢というものを考慮に入れながら政府の政策の効果というものを織り込んだ経済の見通しというふうな性格のものであると思ひますので、政策的な目標という性格がかなり強いのではないかと思ひます。いずれにいたしまして、しばしば御説明をいたしておりますように、変動相場制度下における現在のこの時点で、経済見通しを修正するというには、かなりな条件をいろいろ取り入れなければならない、また国際的な情勢なども考慮に入れなければならない、現在の期間が、現在これをどういふふうに考へるか問われましても、これをどういふふうに考へべきであるということは、現在の時点では、先ほど申しましたように、正直申しまして、これを公にお示しするということとはほとんど不可能に近い、こういうふうな考え方をしております。

○山田(耻)委員 昭和四十六年十二月、一六・八%の円切り上げがございまして、これは日本経済が落ち込む度合いをかなり深刻にさせてきたわけですが、これも、このときの経済成長の実勢というものは、瞬間的にはかなりの打撃があったことは多くいわれております。しかし、過去のそうした一六・八%の切り上げの中で、今回フロートに移行してきようで八日ぐらいいですね。いろいろと東京の外国為替市場の動きを見ておられます、二百六十三円五十銭ぐらいいが一ころ出て、

政府も日銀もかなり御心配になっていたようですよ、きのうあたりは二百六十五円ぐらいいに一応の小康を得ている。だから、ここらあたりで大体固定相場に切りかえるとすれば、そこらあたりで落ちつくのではないだろうかということが新聞の記事などにも書かれておりますように、あるいは外

国あたりでは、やがて切り上げるときの幅はもっと大きいという見方をしている向きもあるようですよけれども、大体何月におやりになるのか。田中総理は三月の終わりにやらざるを得まいというふうな印象で受け取れるテレビ放送などをなさつておられるように見られますけれども、一体いまの変動相場の二百六十五円程度に固定相場の位置が切り上げられていく可能性というものの認識は、いまいどうなつておられますか。

○愛知国務大臣 私の考え方を申し上げますと、変動相場制度というふうなもの、そう短期に結論を出すべきものではない。たとえばいま東京市場のレートのお話がございまして、もっと長い期間でこれは見詰めていかなければならない問題である、こう考えておるわけでございます。今回の変動相場採用に際しましては、大がかりな介入というものはやるまいということをやつておりますし、また現にそういうことはやらぬで推移いたしております関係もございませぬけれども、いまま少し長い目で見て、それからたとえばヨーロッパ市場の状況なども日々いろいろの様相が出ておりますから、そういう点も十分考慮に入れていかなければならないと考えるわけでございます。それから、現時点における相場とそれから将来の措置とをあまり直接に結びつけて、現在の時点で論ずるのはいささか早計ではないか、私はこういうふうな考えでおる次第でございます。

○山田(耻)委員 これもきのうの参議院でお話になった内容ですが、変動相場制からやがて固定相場へと移行していくわけですが、時期的なものについてはなかなか主管の大臣としていま直ちに述べられることは、これは私もむずかしからうと思つておられます。しかし、きのう参議院のお話では、変動相場から固定相場へ移行していくのことに国際会議によらなくてもできる方法もあるというように述べられておられます。どういふ方法をお考えになっておられますか。いわゆる日本一國で単独に円の切り上げもやり得るといふことを意味して

おられるのか、そこあたりの関連はいかがでございますか。

○愛知国務大臣 今回の状況をあらためてお話しさせていただきますとよくおわかりいただけると思えますけれども、一昨年のスミソニアンとのときには、スミソニアンとの講堂といまか会議場に集まって、そしてそこで多数国間の話し合いが行なわれて、その結論として各国がそれぞれレートの変更を行なうたわけでございます。今回の場合は、たとえはヨーロッパの三カ国、これが一堂に会して相談をしたということでございますけれども、多数国が集まってその協定の結果コンセンサスをもつてきめたというものはございません。ただし、関係国間には相互に理解を持ちながら相互に連絡をとりながら、それぞれの判断においてそれぞれの国の方針を決定したわけでございます。わが国におきましても、これらの諸国との連絡と申しますか協議と申しますか、これを通してそしてそれぞれの理解を持ちながらそれぞれが自主的に判断をし、日本としては自主的な措置をとったわけでございます。こういったような経過からあらためて申しても、相互の協調、理解ということが前提ではございますけれども、同時に自主的にきめる。もちろんこれは手続としてはIMFへどういふふうな連絡をしなければならぬとか、いろいろの手続的な、あるいは友好的な組織や国々との間において連携を強化しながら措置することが絶対に必要ではございますけれども、必ずしも二十カ国蔵相会議というような場において、その会議の結論としてコンセンサスができるという場合だけを想定する必要はなからう、こういうことを申ししたわけでございます。

○山田(趾)委員 二十カ国蔵相会議なり諸外国とのコンセンサスを得て、そうして固定相場に移行するという場合、これがある意味では非常に国際協調という面から見ていいことかもしれませんが、いま、あなたのこの参議院で申し述べたことの中で、そういうことを経なくてもやり得る方法はあるのだという立場をとられますと、私たちが何

となくそのことを報ぜられて受けとめますのは、それはもうそういう国際会議でそういうコンセンサスを得なくても、それは日本の情勢によって単独にやり得るのだ、こういうふうな受け取り方を、そういう可能性も出てくるわけですが、そのことはやはり、日本単独で円切り上げをやるというふうなことを念頭に置いて述べられておられるこのことは受け取ることは間違いでございましょうか。

○愛知国務大臣 これはたとえはアメリカがドルの10%切り下げをやりました。アメリカがどこにも何も言わずに勝手に自主的な判断で一方的にやっただけとはいえないと思うのであります。これにヨーロッパとの関係などにおきまして、これはおれはこうやるぞ、それに対応しておれはこうやるぞ、というところをよく理解し合えたというものがそういうところよく理解し合えたというものであります。相互の理解したということ、これは一方的にやっただけといえぬやっただけといえるかもしれませんが、やはりいずれの国においても国際協調ということを非常に大切なこととしておりますから、そういう段取りというか、根回しというか、こういうことはいずれの場合にも絶対に必要なことであると思えます。

○山田(趾)委員 もう時間があまりございませんから、先に進みたいと思っておりますが、いろいろ円対策の問題、これからたいへんだと思っております。このことが国民の生活に直接大きな打撃を与えてくることは必定です。ただ私たちが従来とも言うてまいりましたのは、いまのような経済構造、いまのようなGNP中心主義、過去の輸出第一主義、こういうものはこれからお改めになって、内需中心にしたいというふうなことです。それはそれなりに評価いたしますけれども、しかしいまのようなGNP第一主義、もっとことばをかえていけば、昭和六十年には三百四兆という一兆

ドルGNPに到達する。田中総理の言われる列島改造論、こういうものをしていく段階を修正しなければ、思い切った転換をしなければ、私はいま大臣がおっしゃっていたようなことばと、これは、これから何十年も聞き続けていかなければならぬことばのような気がするのであります。だからこれは私はいろいろと内需に中心を置いた円対策を立ててなるようにすけれども、私は思い切ったGNP中心のいまの列島改造論をおやめになって、もっと国民福祉に中心を置いたという経済構造といえますか、経済規模といえますか、そういうものに転換をなさっていく心組みなしは見当、そういうことは主管の大臣であるあなたとしてお考えになる余地はございませんか。

○愛知国務大臣 現在の時点において特にそういう感じを深くいたしますけれども、私は、もうかねがね、昨年の早い時期のころから、当時はそういうことばはまだ熟しておりませんでしたけれども、GNPよりはたまたまGNPというふうな感覚でこれからの政策を考えていくべきであるといううことは、昨年の初めから、もちろん個人的な意見でございましたけれども、唱道していたぐらいでございます。政府の政策としてもそういう気持ちでございまして、GNPということばは練れておりませんけれども、要するに福祉優先の国策に切りかえていくといううことは、この変動相場移行いかににかかわらず、予算編成当時から強く考えておいた線を打ち出してきておるつもりでございます。もちろん、これはまだ不十分であると思っております。もちろん、これはまだ不十分であると思っております。もちろん、これはまだ不十分であると思っております。もちろん、これはまだ不十分であると思っております。

ですから、先般衆議院の予算委員会でもお聞き取りいただいたと思っておりますけれども、たとえば長期の社会経済発展計画の答申ができましたときに、田中総理自身も非常に率直な感想を述べておられますけれども、あれには五十二年の国際収支の見込みも出ているわけで、これでは多過ぎるか

なという感じが非常に強くなったのだけれども、しかし審議会として、現在日本で集め得る衆知がこういう結論をした、それを尊重するという意味で、閣議でもこれを承認することになったのだという経緯を、田中総理自身も非常に率直に申し上げておられるわけでございます。その気持ちにおいては私も御同様に考えております。

○山田(趾)委員 まあいろいろと長い間のGNP中心主義、輸出第一主義でありましただけに、切りかえ時におけるいろいろなジレンマというものも私はわかりませんが、しかし、いまの列島改造論を基礎に置きましてつくられておられるものも経済政策を見てもまいますれば、びつこの状態はかなり続くかもしれませんが、決定的に福祉優先という日本の経済政策は出てこないという感じを強く持つてしかたがないのです。だから、こういう転換の時期に際しては、あなたらしく考えておられること、あるいは総理としてお考えになつておられる田中さんの考え、必ずしも同一のものじゃないと思えますけれども、やはり私は、思い切った転換のために踏み出していくという強い政治姿勢というものが、この時期にこそほんとうに必要だと思っております。

非常に変な話になりますけれども、去年の十一月、予算の外形がほぼまとまってくるころから、今度の予算というものはたいへんこれはインフレ予算である、しかも列島改造論というものを背景にしたたいへんな予算が組まれていく、こういうふうなうわさがまたに伝わってまいりました。そのころから、たとえば経済企画庁の経済研究所が、五十五歳定年でやめて七十二歳まで生き延びていく、平均寿命ですが、奥さんのほうは七十六歳まで生き延びていく、奥さんが二十二、三年生きていくとして、どれだけ生活費があつたらいいのかわからない試算を出しております。この老夫婦二人で五十五歳から七十二、七十六まで生きるとして、一億八千四百二十九万円要する、こういう試算が出ております。これは庶民には実

改善積み立て方式あるいは修正積み立て方式というものが正しいのではないかと思ひますけれども、将来のことを考え、そしてよりよき年金制度というものが未長く育ちあがるまでは、むしろこの選択のほうがより適切ではないかという考え方を持っておるものでございまして、何もこれに拘泥する、何でもかんでもこれではなければならぬというところは考えておりません。賦課方式のよろしいところ、あるいはもっと取り入れ得る幅があるところ、十分前向きに検討してしかるべきものであると思ひます。しかし私は、昭和四十八年度

の予算編成に際してあらためて考えてみましたけれども、現在の段階においては、これが日本のとるべき選択としてはよろしい制度ではないかと思つたわけでございまして、これらに対して建設的な御意見がございまして、謙虚に将来の問題として検討することはやぶさかではございませぬ。

○山田(耻)委員 時間がありませんから終わりますが、賦課方式でもないが、積み立て方式でもないが、まあ中間的なものだろうとおっしゃる気持ちの中には、私は積み立て方式というものは非常に掛け金をかけた大衆を苦しませる一つの道具にしかならないという、こういう気持ちがあるがどこかに存在をしておるからいずれでもないという立場をおっしゃっているのだと思つておられますけれども、私は日本の厚生年金にしましても、三十六年から始まりました国民年金にしましても、三十六年から始

まるが、公団を育てておるんだ、もっと端的にいえば、社会資本がこの分野から充足をされていくんだ、その財源がこれによってまかなわれておるんだ、こういうことは偽りない事実だと私は思うのですよ。だからほんとうに老後の問題を考える年金という制度ではなくて、もっとその奥底には目的意識的なものがある。それをいま私が言ったのです。だからこれは財投の中で、これから私の資料を出しながらまた議論を深めていきたいと思ひますが、いづれにいたしましても早晩この問題は、大臣、御検討にならなければ、いまの老後の

問題はどうしようもない事態に直面することになると私は思う。それだけに本来の年金制度、ある一時限を限つて分配をする、この一つの原理に立たないといかないのじゃないか。高福祉高負担なんというのは当然でしょう。そんなものは能のないことばです。経済原理というのから見たら低負担高福祉というものが経済の原則です。費用を安く効果を最大に生む、これが近代経済の原理なんですから。高福祉高負担なんということは、私は政治家として口にすべきことばじゃないと思つて。そういう立場から見てもいけません。いまの年金の問題というのは、将来の老後の問題を含めてあるべき本来の姿というものを育てあげていく、それを当面考え得るとすれば、それは賦課方式に立つ以外にはない。このことを、大臣も非常に造詣が深い方ですし、やはり検討のなために加えていただまして、きわめて近い将来の問題に對する非常に見識高い結論を伺いたいと思つたわけであります。

をつくり上げておる。いま一番インフレの象徴的にあらわれているのは株と土地だと私たちは見ておるわけなんです。それだけに、そのキャピタルゲインなりあるいはキャピタルロスとの把握がどういふふうになされておるのかというのを調べてみると、十分に把握がされない、そういうような状況にあるようにございまして。そうしなければならぬ、いまの異常な株価水準というものを冷やす意味からも、そして、いまその回転率がヨーロッパあたりの四倍ぐらゐの回転率を示しているようにありますが、そういうような点からいいますと、やはりここら辺で取引税をもっと引き上げて、この投機的な動きを抑える、そういう政策的な手段をこの際もっと明確に打ち出すべきときが来ているのではないかと。そういう観点から見ますと、政府の打ち出したこの二倍に引き上げるというのはあまりにも根拠がなさ過ぎるような気がしてならないのですが、大臣は、やはりこれが最も正しい、現実に即したものだと思つた断をいまでもお持ちであるのか、この点についてお伺いしてみたいと思ひます。

○愛知国務大臣 私一言つけ加えておきたいのですけれども、山田さんのお話の中に、何か年金のファンドを活用したいためにこだわりがあるのではないかとのお話もございましたが、これは私は少なくともそれを考えているわけではございません。そして現に、これもやはり幅とスピードの問題になるかと思ひますけれども、例の還元融資の幅も広げましたし、それから財投の計画の中のも、これは額が小さいという批評がすぐ出てくるのですけれども、とにかく四十八年度の資金の配分につきましても、社会福祉といひますか、生活環境の整備というものに特に重点を置いて、配分の比率をごらんいただければ昨年度までとは相当に変わったやり方をしておるわけではございません。それからこの掛け金を、それこそ大企業育成のために使いたいから、それで賦課方式にいけないのだ、そんなことは毛頭私は考えておりません。先ほど申しましたように、私はいますぐに無条件の賦課方式というものはいかかと思ひます。私は現在

のころはそれに対して異議がございしますが、現在の修正積み立て主義にもっと改善を加えるところがあるというところであるならば、私も謙虚に大いに勉強させていただきたい、こういうふうにごえておるわけはございまして。

○大村委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 私に割り当てられた時間は十五分ですから、大蔵大臣、現在提案をされている法案に関連をしながら、大臣でなければならぬような点について問題点を確認だけしていきたくと思つたのです。

まず、有価証券の流通税の問題でございまして、取引税法の一部を改正する法律案、これに関連をいたしまして、ちょうど二十一日のこの大蔵委員会で株価形成の問題をめぐりましていろいろ疑惑を与えていたわけでありまして、直ちに次官と証券局長が同時に関係の団体の代表等と呼んでいろいろと指導なさったようでもございしますが、そのときにお尋ねをしてみると、四十七年度の純利益の見込み額が七百十九億円、その中でいろいろ証券業の業種内容についてどういふような機能別に利益をあげているのかというところの収益関係を調べてみました。プロカー業務、ディーラー業務、インダーライター業務のその中で一六・八%はディーラー業務によるところの自己売買による収益関係だということ、利益の総水揚げの中におけるパーセンテージが示されたわけでありまして、ところがこれは行政指導で昨年の十二月一日ですか、規制措置をして、証券会社の自己売買ワークを凍結されていらっしゃるわけです。そういうような行政指導もしながら、なおやはり以前の分もありましたようにけれども、わりあいに自己売買の比率が多過ぎる。その中身を調べてみると、傍系会社に買わせる方式をとったりしていろいろな抜け道に講じているようにございまして。そこでそういうような不当な株価形成がなされて、しかも大衆がみすみす損をするような形の中で、証券市場というのはいま大衆とは縁のないものだと思つた空気が

うものがございませうか。担当の局長からでもいいです。

○高木(文)政府委員 未成年者控除というはつきりした形では相続税だけでございまして、ただ、住民税に一部そういうものがございませう。

○村山(喜)委員 これは税額控除でございませうから、今度二万円ということになれば、一年について二万円ですから、これを課税標準額でとらえるかどうかということになりますか。

○福田説明員 お答えいたします。

一年二万円といたしますと、十歳の子供さんが残りますと、二十歳までですから、二十万円ということになります。税率がどのくらいかということになります。平均二〇%ということになれば、百万円というように、財産としては考えられると思ひます。

○村山(喜)委員 大体年二十万円ぐらいの所得に見合うだけの課税額になると私は思ひます。そこで、こういうような未成年者控除というのは、財産を持っている人だけがそういう未成年者控除という恩恵を得べきものなのか。中学を出ましても、そしてすぐさま働くようなそういう子供たちが、所得税についてはもうほとんど最低限度額以上にはみ出ますから、税金を取られるわけですから、そういう点から考えますと、財産を持っている子供たちだけが優遇されて、高等学校にも行けないような子供が税法の上ではそういう恩恵を与えられないという不合理は、私はやはり考え直すことが必要ではなからうかと思ひますが、この点、大臣の御所見をお尋ねしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 感じとしては、そういう御指摘の点があるのもひとつと思ひます。ただ、相続税というものは一時に大きな額になる。それから、たとえば所得税の場合におきましても、働きのながら勉強しているというような人たちに對しては控除がありますことも御承知のとおりで、年齢としての未成年者の控除というものはございませうけれども、実情に合うような配慮はいたしておるつもりでございませう。

○村山(喜)委員 その論議はまた所得税法の改正のときにいたします。ただ、そういう有資産階級の場合には未成年者控除という恩恵が与えられてゐる。ところが、中学校を卒業して、大企業の場合には勤労しながら夜間に学習をする場が与えられるけれども、中小企業の場合にはそういう場が与えられない。そういうところで働いている年少労働者の問題については考える必要があるということを指摘しておきます。

そこで、私は具体的な実例を国税庁のほうから資料として出してまいりました。大臣の手にあるのだらうと思ひます。そのまんな中の欄を見ていただきたいのですが、サラリーマンの住宅地で杉並区の上井草の四丁目あたりの実例では、固定資産税の評価額が八万五千円、相続税の評価額が十六万円、これは坪当たりの単価でございませう。そこで時価はどうなっているのかというのが下のほうに出てくるように、地方税法の改正案の中で、固定資産承知のように、地方税法の見直しをするわけでございますが、その場合の評価額と現在の評価額との間における対比を見ながら、評価額を二分の一で計算をする方式で固定資産税のほうは押えることにしました。そして税率調整も残していただくわけでございますから、そう大幅に固定資産税の課税標準額は上がらないという仕組みになつていくようにあります。いつも論議をされておりましたのは、生活の手段として現実に普通のサラリーマンなりその他の勤労者が働いている生活の場、これはその土地を売ることによって生活をするという意図がないわけですから、そういうような意味では、最低限の生活手段の場として残すべきではないかという考え方なんです。

そこで大臣にお尋ねしたいと思ひますが、いまのように相続税の場合の評価はいろいろなやり方をして、公示価格よりも若干低い線で押えてありますけれども、課税最低限度額というのは、毎年毎年、税法の改正で論議しながら引き上げていくという時価方式の評価方式よりも、固定資産

税と同じような立場から一定の標準的なものを設定して、これだけは課税の最低限度額として押えるんだ、そういう税法のあり方を追求していくのが合理的ではなからうか、こういうふうには私に考へるわけですが、これに對する御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 固定資産税と相続税というのは、税の性質が違います。固定資産税は申すまでもなく毎年課税でございませうから、その負担が急激に高まるということを調整する必要もある。そこで住宅地について特に軽減するための措置が講ぜられておりますが、評価額としては一〇〇%にしているわけでありませう。それから、相続の際に一回限り課税される相続税としては、いまお話しもございましたが、課税最低限の問題として処理するということが適當であらう、こういうふうにご考へております。

○村山(喜)委員 これで終わりますが、意見として申し上げておきますが、やはり固定資産税と相続税との間には若干の性格的な開きがあることは私もわかりませう。わかりませうが、いまのように課税最低限度額を毎年毎年上げていって税法の改正をするというふうなやり方よりも、もつとやはり固定資産税の評価方式を相続税の場合にも織り込みながら一定の最低限度額の標準をきめて、これだけはもう控除した残りについて課税をするという方式のほうが合理的ではないかということをお私に考へておきますので、大臣のほうでも御検討を願つておきたいと思ひます。

終ります。

○大村委員長代理 荒木宏君。

○荒木(宏)委員 前回の円の大幅切り上げで、輸出関連中小企業をはじめ、中小零細業者はたいへんな被害を受けました。その被害がまだ続いているといわれるときにまたまた今回のような事態になりました。この問題については、すでに本会議、予算委員会でもいろいろ質疑のあつたところでありませうが、きょうは時間が限られておりますので、この輸出関連の中小企業救済のための財政金融措置、対策、そういうことに限つて大臣にお

尋ねたいと思ひます。

一言経過を申し述べておきますが、二月十三日に私は共産党を代表いたしまして政府に申し入れをいたしました。官房長官にお会いをして、この問題での緊急対策を強く要望いたしました。また、その後衆議の本会議で、他の問題も含めて代表質問の中で特にこの緊急対策の即時実施を強く求めました。また、予算委員会の再会にあたりましては、政府の声明もございましたが、また先日の予算委員会では私自身が大蔵大臣にこの点も含めてお尋ねをしてきたところでありませうが、まあおしなべて政府の御答弁を見ますと、この問題については万全の対策をとる、すみやかに実態を調査して遺憾のないようにしたい、こういうふうに向つておるのですが、財政金融措置をとるための調査として、大蔵省当局では、いまどのような業種についてどのような地域に実態調査をされて、被害事実をどのようにつかんでいらっしゃるか、このことをまずお尋ねしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 大蔵省としてすでに措置をしておりますことを詳細申し上げるべきでございませうが、時間もなんでございませうから、一応これはあとへ回しまして、いまお尋ねの地域別、それから業種別の実態の把握につきましても、大蔵省としても財務局等動員し、あるいは税務行政上の問題もございませうから、末端の税務署まですつかりそういう体制についておるわけでありませうが、同時に、この地域的、業種的な実態の問題、それから、これらの業種別にいかなる対策を望んでおるかというふうなことについては、通産省の中小企業庁がたたいま徹底的な活動をしておりますので、この通産省からの実態の把握をもとにいたしまして大蔵省としても万全の措置を講ずる、こういう体制にいたしておる次第でございませう。

○荒木(宏)委員 新聞の報道によりますと、昨日経済調査課長会議が開かれたということも伺ひましたが、その席上で出された被害の実態、それについて御報告いただきたい。

○長岡政府委員 大臣からお答え申し上げました

ように、現在まだ調査を続けている最中ですが、現在までに財務局が八十五の産地に対して調査を行ないました。その産地の反応につきましては、たとえば今回の通貨調整措置が一体どの程度に受けとめられておるか、影響を受けておるかという感じにつきまして、サンプル調査ではございますけれども、ほとんど影響がないところから、きわめて大きな影響を受け、場合によれば経営の縮小または転廃業もやむを得ないという程度まで、大体四段階に分けてまして分布をひとつ見ております。偶然の一致かもしれないが、前回、四十六年八月の産地の反応と非常に似たような状態を示しております。一番ウエートが高いのが、かなり影響を受けて、これを乗り切るためには何らかの国の施策が必要であるというところに相当程度が集中しております。

それから、国の施策に対して一体各産地ではどんなことを要望しているかという点につきましては、やはり一番要望度が高いのが緊急融資でございます。それからその次には、すでに融資を受けておりますものの返済猶予、この二項目が圧倒的に比重が高いようございます。

この調査を通じての印象は、この円の変動制の移行とは無関係の、いろいろ、たとえば韓国、台湾、香港などの追い上げの影響等も出ておるようございますけれども、特に問題が深刻であると思われる産地としましては、関東、秋田のクリスマスの電球、それから横浜のスカーフ、桜井のグループ、ミット、それから泉州の人造真珠等であるように聞いております。

ただ、あくまでこれは完全に調査が終わった段階ではございませんので、大蔵省としても財務局の手足を通じて十分実情を把握してまいりたいと思っております。中小企業庁の調査の結果を待った上で、国としていかなる措置をとるべきかというところは相談をいたしてまいりたい、かように考えております。

○荒木(宏)委員 調査をすみやかに進めたい

いて、しっかりと実情をつかんでいただきたいと思っております。いまの強い要望である緊急融資とそれから返済猶予、これについてはどういう処置をおとりになつておるか、そのことを伺いたい。

○長岡政府委員 緊急融資、返済猶予を含めまして、まだ現在のところ具体的に措置は講じておりません。ただ、前回の四十六年八月の通貨調整の際には、フロートに移行してから約一カ月後の九月二十三日に閣議決定をいたしました。ただいまの緊急融資といたしましては、いわゆる中小企業金融三機関、すなわち、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、この三公庫の融資の規模を千五百億円追加をいたしております。当然これに伴いまして財投資金の追加もいたしておるわけでございますが、これを中心とした緊急融資を行なつたわけでございます。今回はそれに加えまして、こういうものの打撃等もまだ完全に吸収されていなくて今回の通貨調整になつたわけでございますから、既往の融資に対する返済猶予といったような声が非常に強く出ております。どうか存じますけれども、その点につきましては、中小企業庁の調査が大体今月中ぐらいにはまとまる見込みでございますので、その結果を待ちまして政府として必要な措置を講じていくことになるか、かように考えております。

○荒木(宏)委員 もう一言伺いしておきたいのですが、十四日に銀行局長の名前で、それぞれ金融機関に向けてこの問題についての協力を伝達されておるようでありますが、その中で中小企業向けの貸し出し増だとか、あるいは下請代金の支払いに関するひもつき融資だとか、そういったことで局長通達に伴う実績ですね、それが現在の段階ですら出ておるかどうか、そのことを伺いたいと思っております。

○額田説明員 通達をいたしました後の実績についてはまだ現在十分把握いたしておりませんが、ある程度期間をおきまして把握したいと思っております。

○荒木(宏)委員 それからもう一つですが、新聞

の報道によりますと、財投一千億の追加をきめたということが報せられておりますし、また、予備費から百億円の支出も検討されておるといふことも報せられておりますが、このことのおきめになつた有無ですね。政府のほうの見通し、それを伺いたいと思っております。

○愛知国務大臣 予備費につきましては、いまま年度末でございます使用見込みのありますものを除いて、いま至急に三月末日までに予備費を充たしなればならないものを精査しておりますから何でございますが、百二、三十億ないし四、五十億はそのために用意ができております。これは手続をいたしましては最終決定には閣議決定が必要でございますけれども、大蔵省としてはこの資金は何どきでも輸出関連中小企業向け対策に支出する用意をしております。それから財投資金の関係も、何どきでも相当のものが用意できる、とりあえずの措置としてそれだけの準備はいたしております。

○荒木(宏)委員 一通り伺いましたので、そこで大蔵大臣にあらためて伺いたしたいのですが、私どもの調査によりますと、先日の予算委員会で申し上げましたように、たとえば横浜のスカーフ業者、これは先ほどお話もありました。あるいは東京、秋田のクリスマス電球の業者、また私の地元であります大阪の洋がさ、模造真珠あるいはレンズ、全国に輸出関連の中小零細業者がたくさんおりますけれども、その実態を調査をいたしますと、たとえば、前回のときに大阪の田島のレンズでは約百三業者で一億五千万円の融資を受けて、今度からその返済が始まるうとしておる。先日もその関係の業者が国民金融公庫に行きまして、いまお話ししたところの、金を借りてまた払えて相談をいたしましたところが、金を借りてまた払えますか、前のが残っているじゃありませんか、業績についてはいろいろ検討をするけれども、大きい声で言えませんが、お金を借りても無理じゃないですか、こういった話が出ておりますが、実際に前の被害に加えて今度の事態に、金を借りよう

も借りられないという業者が出ています。緊急融資と返済猶予という二本の柱を先ほど伺ったのですが、こういう輸出関連業者の実態に対しては、その救済を大蔵大臣はどうお考えになっておられますか、お伺いをしたいと思います。

○愛知国務大臣 これは予算委員会でも話が出ておりましたように、たとえば担保の問題その他からいまして非常に気の毒な状況にある方がおられるように承知をいたしておりますので、これらに對しましては、実態を産産省との間に十分相談いたしまして、適切な措置を講じたいと考えております。

○荒木(宏)委員 もう少し具体的にお尋ねをしたいと思います。利子の補給なども、これはいまおっしゃった適切な措置の一つに含まれるべきではないかと思っておりますが、大臣のお考えはいかがでしょうか。

○愛知国務大臣 利子の問題につきましては、利子の補給というよりも、特利の設定ということのほうがもっと直接的ではないかと考えております。

○荒木(宏)委員 担保の話も先ほど出ましたが、もちろん無担保で貸し付ける、このことも、いまおっしゃった適切な御処置のうちの一つと伺っております。よろしゅうございますか。

○愛知国務大臣 これはすでに通牒の中にも出してありますけれども、信用保証協会等も活用いたしまして保証で貸し付けをするということを考えております。

○荒木(宏)委員 あるいは大臣は実態についてまだ十分な御報告をお受けになっていないのかもしれないが、信用保証協会をすら利用できないような業者も、先ほどあげました業界地域では決して珍しくありません。保証協会ももちろん何らの人的保証すらなしで貸すようなシステムにはなっておりませんので、そういった程度に被害を受けて、苦しんでいるそういう業者の人たちについて、いま申しました無担保、そして無保証、そういった融資の措置を、いまおっしゃった適切な措

置の中を含めて伺つてもよろしゅうございますか、お考えを伺いたい。

○愛知国務大臣 これはなかなかむずかしいところ(○)でございますけれども、お話のような実態について、さような必要がどうしてということであれば、何か適宜な措置を考えなければならぬ場合もあるうと思ひます。

○荒木(宏)委員 問題を救済する方向で適宜な措置をお考えいただくというのを強く期待をいたしまして、この問題についての政府の御処置をお引き続き期待したいと思ひますが、金融措置とあわせまして為替措置についてお尋ねをしたいと思ひます。

それそれ契約済みの債権につきまして、あるいはまた今後の契約につきまして、関係の業界ではずいぶん努力をいたしましたわけでありまして、その中で、たとえば一、二の例をとりますと、大体二百八十円くらいで何とかいけるのではないかとというようなことで、実質的にレートをきめたりいたしました関係業者はたいへん努力をしております。しかし一方、実勢がだんだんと明らかになってきて、そして為替差損について心配、不安が非常に大きくなってきた。一方、政府のほうの御答弁では、先日来、これは実勢をさだかに見定めるまでは固定の時期、幅については何とも言えない。はっきり不安が生じており、そのことが日々拡大し、しかも生業の基礎が脅かされておきながら、政府のほうとしてはそのことについて何ら明確なめどを示されないので、こういって業者の先行きの不安について、ことに為替差損の心配について、大臣としてはどうお考えになつていらっしゃるか、これをどのように扱おうとなさる御所存であるか、御見解を伺いたい。

○愛知国務大臣 まず、そのとりました措置として、二十日の日に、中小企業製品にかかる輸出成約の円滑化のための外貨預託というものを閣議で決定いたしました。為替予約を受けた外為銀行に対して外為会計からその予約額に見合う外貨を預託することにいたしましたわけでございます。

○荒木(宏)委員 いまお尋ねしております差損の補償、あるいは業者のほうから出ております差損の保険については、大臣としてはどうお考えになつておりますか。

○林(大)政府委員 若干技術的な面にわたりますのでお答え申し上げますが、輸出関連業務に伴ひまして生じます為替上の不安といひますものは、船積み前と船積み後とございまして、船積み後の為替不安といひものは、為替債権を銀行に割り引いてもらうことによりまして業者は不安を免れることができるわけでございます。それから船積み前の為替リスクにつきましては、通常の場合でございます。先物予約をいたすわけでございます。この先物予約が前回の場合には非常にむずかしい状況でございます。それで先物予約を円滑に行ない得るようによいこと、ただそのようにな予約を行ない得るようによいことには、結局為替リスクを外国為替資金特別会計で引き受け、かぶらなければいけない、しかし、それによいことには限られておる趣旨で、中小企業製品に限りましてその種の為替リスクを国でカバーするという措置をとりましたわけでございます。それを今回も同様な方式で実施することにいたしました。

荒木委員お尋ねの為替損失というのは、そのよいうな為替リスクの不安という問題ではなくて、すでに現在の為替レートが、かつての三百八円とかあるいは三百一円というレートからだいぶドル安になつておるということによる為替上の差損ということかと存じますが、それは為替レート政策上ではいかんともなはなないわけでございます。まあこれにつきましては、先ほどから話が出ております融資とかその他の面別途措置をするという大体の考えになつておるわけでございます。

○荒木(宏)委員 確かにこの問題を金融技術的にあるいは法律の見ましても救済はいかんともしがたいという答えになるかもしれませんが、私がお尋ねしておるの、これを政治的にどういふふうにお取り扱いなさるか。すでにクリスマス電球

などでは昨年の十二月から一月にかけまして現在の契約の七割から八割が契約済みでありまして、いま局長が言われた、まさに私がお尋ねしておる差損はそういう部分でありますけれども、法律的な処理は別といたしまして、政治的には、政府のいままでとつてみえた輸出第一主義、こういふことで、ほんとうに生業として営々として努力をしまして、しかも、前回の大きな被害にもかかわらず、なお一生懸命働いてこられた業者の人たち、それに対して政府としてはその損害に対して責任をもつて補償する政治的な態度をはっきりおとりになるべきだと思ひますが、大臣の御所見はいかがでございますか。

○愛知国務大臣 これはいろいろくふうをしなればならないと思ひます。たとえば税法上の取り扱いにいたしまして、損失あるいは欠損の払い戻しといふような還付の手續なども活用するといふことも考えの中に入れておきます、それから金融上その他につきましても、できるだけの配慮をしたいと思ひます。

○荒木(宏)委員 この問題につきましても、政府のほうとしてさらに救済する方向で十分検討を進められることを強く期待したいと思ひますが、なおこれに関連して、先ほどちよつと一言申し上げましたが、保険制度の採用はどのようにお考えになつておりますでしょうか。

○林(大)政府委員 保険制度とおっしゃることの中身が、いろいろ人によつて違つておまして、世上非常に言われておりましたのは、プラントその他の長期延べ払い債権の為替リスクを国でカバーすべしといふ議論でございます。本件につきましては、いろいろな経緯がございまして、結局、この為替リスクをこの際政府がカバーするところ、これは輸出が伸び過ぎておるという問題を引き起こしているときに、輸出をさらに助成するよいうな結果になりはしないかと、あるいはそのよいうな長期の延べ払い債権で現実に輸出できるものは中小企業はほとんどないので、中小企業は大体普通の先物カバリの範囲内でカバーできるのでは

ないかといふような議論から、先物市場が円滑に機能している限りはその必要はないといふ一応の結論で予算編成その他の作業が行なわれたわけでございます。今回のフロートによりまして、先物市場、前回と違ひまして、かなり円滑には機能いたしておりますけれども、依然として若干ドルの先物がいわゆるディスカウント、先物のドル安になつておりますので、それによりまして中小企業、まあ何と申しますか、御不便を適宜調整するという意味におきまして、二月二十日に前回と同様な為替予約の円滑化をはかるための外貨預託を実施することにいたしましたわけでございます。

○荒木(宏)委員 為替予約の問題で解消できるというふうなお話のようではございますが、しかし私が問題にしております先ほど来あげたずいぶん多くの業界、業種、業者の方々は、この予約制度を活用するよいうなことさえないかなできない人も少なくありません。これは実態についてはあるいはお耳に入つておるかと思ひますけれども、金融機関が予約を活用するよいうな相手として取り上げないよいうなそういう零細規模の業者もおりますので、そういうよいうな人たちのために、前回も大きな影響があり、またまた今回もこういふことで不安、被害が起る。このことは大臣よく御承知と思ひますが、全体のいま問題にされておきます輸出の伸びを押しやるということとは全く性質が違つておまして、どちらかといへば社会保障あるいは零細業者の救済といふところがむしろこのニュアンスが勝つておるわけでありまして、その問題をほつきりさういふふうにとらえていたでいて、いまの、技術的には局長がおっしゃるよいうなことになるのでしようけれども、政治的に非常に大きな不安が生じておる業者の人たちに対する救済を強く要請したいと思ひますが、そういう意味で検討される御意思があるかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○林(大)政府委員 実は前回も同様な問題がいろいろ出てまいりまして、それで中小企業自身がこの種の為替予約をしなればいけないといふこと

になると、手続その他非常にやかいかいではないか、中小企業自身で、中小企業製品であれば、その中小企業自身でなくても、いろいろ取りまめをいたしまし、あるいは中間に業者が入りましてもよろしいわけですが、この制度の適用を受けられるようにという配慮をいたしたわけがございませぬ。しかしながら、先生御指摘のような点が今後出てくるのではないように、十分注意いたすつもりでございます。一応技術的な点はそういうことであります。

○愛知国務大臣 荒木さんの御心配の点は私もよく理解できます。十分善処いたしたいと思っております。

○荒木(宏)委員 善処していただくことを強くお願いしたいのですが、最後に一言お尋ねしたいと思っております。

一番初めに申しましたように、現実に金を借りようとしても借りられないような事態にまでなっております。そこで財政措置として、先ほど予備費の中から支出についても若干お話を伺いました。その予備費としてお使いになる方法です、どういふ形で救済に役立てようとしていらつしやるのか、これについての御方針あるいは御意見があれば伺っておいて、私のこの問題についての質問を終わりたいと思っております。

○愛知国務大臣 予備費についてはどういふふうな使用方をすることが一番適当かということについては、まだ確としたきめ方はしておりません。同時に、たとえば政府機関、三機関等に対する出資というふうなことを考えます場合には、その資金量が相当大きく使えますから、これを予備費から考えるということも一つではないか。まあこれは異存のないところだと思っております。それから、たとえばかつての繊維対策、四十六年度中、これは予備費を使いました前例もございませぬ。いろいろそういうふうなことを、用意を考えながら、そして先ほど申しておりますような実態とそれから業界の要望というものをかみ合わせて、そして予

備費で使う場合には、これは閣議決定だけで使途をきめ得ますから、かなり機動的に——もちろん、予備費の使途につきましても、従来からの財政法の解釈等の問題がございませぬけれども、この点については、こういうふうな特殊の事態でございませぬから、ひとつできるだけ相ミートするようになり方をいたしたいと、こう考えておるわけでありませぬ。

○荒木(宏)委員 先日の政府の声明でも、その後の大臣の御答弁でも、万全の措置をとるといふことを繰り返しておっしゃっておりますので、ぜひ業者の要望にこたえるように実行していただくことを強く希望いたしまして、質問を終わります。

○大村委員長代理 広沢直樹君。

○広沢委員 それでは大蔵大臣に、時間もありませんので、二、三見解をお伺いしておきたいと思

います。いま世界的なインフレ要因ということが問題になっておりますし、わが国においても輸入インフレの問題が大きな問題として取り上げられておりますが、アメリカのドルの流出と、それからIMFにおけるSDRの創出によって国際流動性が過剰傾向を示している。今回の通貨不安によってアメリカは金価格一〇%引き上げを行なったわけでありませぬけれども、このために世界的なインフレ要因を強めることになっておるのじゃないか、こういうふうな思われ方があります。この点についてどうお考えになつておるか、お聞かせいた

○愛知国務大臣 これがなかなか日本としてもむずかしいところだと思つて、午前中にも申し上げましたけれども、国際収支上の黒字が累積するということ、国内の過剰流動性の資金がダブつていくことが、国内の前後数カ月間のことであると思つて、相当の流動性の資金がダブつておる。これに対しては、累次、御承知のように、あるいは土地に対し、あるいは株式に対して、相当きつい金融規制を行なつてまいりましたし、

それから全体としては準備率の引き上げを中心をいたしまして、かなり目的の規制をやつておるわけがございませぬ。それから、その後変動制に移りましてからは、その抜け穴と申しますか、これは大体とまりましたものですか、今後の金融政策をいたしましては、当面のところは目的の引き締めというものが相当効果を発揮できるように運営できるものと思つておる。ただ、長期的に世界的な問題としてお取り上げになつておるわけがございませぬから、これは国際的な通貨の調整と、それから国際的な貿易の調整ということが何とかこれからうまくいくように、その根本については対策を講じていかなければならない、これはなかなかむずかしいところであると思つておる。

○広沢委員 国内の問題は先ほどからいろいろ論議がございましたので、いま私がお伺いしたのは、こういうふうなアメリカのドルの流出と、それからいまのSDRの創出によって国際流動性というものが過剰傾向を強めているのじゃないかという見方をしているのですけれども、それが要するに世界的なインフレ要因を強めている結果になつておるのではないだろうかと思つておる。その点についての見解をお伺いしたわけ

○愛知国務大臣 これには関係国、特にアメリカの国内、国際両方の政策に期待するところも非常に大きいわけがございませぬ。で、これらの点についてはあらゆる機会において協力を求めていかなければならないと思つておる。

○広沢委員 アメリカの金価格の引き上げに伴いまして、要するに金の投機が、先ほどもお話がありましたように、欧州の自由金市場では一オンスが九十ドル、きょうの新聞によりますと、そうなつておる。この投機筋がドルの再切り下げがあるいは公的価格の再度引き上げ、これを予想して行なわれておるわけですが、また金と通貨が依然として、こういう面から見ますと表裏一体の関係を示していることにはなつかないか。やはり

何か通貨問題が起りますと、すぐに金の投機という形が出てまいります。その点はどういふふう

○愛知国務大臣 この金の問題は、先ほど申しましたが、たとえばドルが基準通貨として機能するということのために、金との交換性を回復してもらわなければその機能を十分に発揮できない。しかし、はたしてそういうことが可能であるかどうかという点になりませぬ、なかなかさうでもないさうだという見方が強いわけがございませぬ。したがって、金というものと離れておるに、SDRというものを魅力のある、内容のあるものにして、これを中心に動くようにするといふことが、まあこのしばらくの間、そう言つてもなかなかできることとも思いませんけれども、将来の一つの理想的な体制としては、これが育ち上がるようにしていくということが、時間はかかるけれども、本来の行く筋ではないだろうか、こういうふうな考えをわけがございませぬ。

○広沢委員 さきにアメリカの連邦準備制度理事会の議長でありますバーンズ氏が、二十日のアメリカの上下両院の合同経済委員会の証言で、三回目のドルの切り下げの可能性、こういうふうな意味のお話をなさつて話題をまいておるわけですが、このことが一段と金の投機に拍車をかけておるのではないかと思つておるけれども、大蔵省当局としては、こういうふうな面どういふふう

○林(大)政府委員 私どもが入手している情報によりますと、今度の金の相場の上昇は、米ドルが一〇%切り下がりました、それに伴う自然な調整というところから始まったものと思つておるけれども、しかし、為替市場はまだ安定を取り戻してない。きょうの欧州市場では、ドルはかなりの値下がりをしておる。そういうふうな情勢を背景として、金のドル建て価格の訂正高の動きが次

第に加速されてきたものと思う。そしてその買手はどんなところがあるかというところ、これは米、欧州、中近東と、あらゆる方面に及んでおりまして、日本筋の買いは散見される程度であるという情報が入っております。したがって、この背景に通貨問題があるというふうにもいわれておりますし、また、ドイツで流入した外資が約十億ドル前後還流したといわれております。ドイツから出てきたその投機資金が金に向かったのであるともいわれております。そういうような非常に不安定な状況であることは、御指摘のとおりであると思ひます。

○広沢委員 先ほど大蔵大臣からお話がありましたように、今後ドルの交換性の回復ということがやはりこれからの大きな問題になってこようかと思ひます。しかしながら、一〇%切り下げたということは、世界のドルへの不信をさらに何倍か大きくした要因になったのではないかと思われまふし、自由市場における金の騰貴は、やはり一面、ドルから逃げるといえますが、逃避運動のあらわれじやないかと見られるわけですが、これがいま申し上げたように通貨不安に新たな要因を加えるようになっております。金とドルの交換性の回復という問題をやはり一そうむずかしくしているようなことになってはいるのではないかと、こういうふうにも考えられるわけですが、この点いかがですか。

○愛知国務大臣 これはアメリカがどうやるかというところで、早計にコメントもできませんけれども、非常にむずかしいことになってはいるというふうにも多くの人が見ているのではないかと思ひます。

○広沢委員 ここでもう一点お伺いしておきたいことは、外貨準備に占める、先ほどもお話がありました金の保有高というものは、各国においてまぢまぢであるわけですが、今度の金の価格の引き上げということは、やはり金保有の多い国が得をした、結果的にはこういうことになるわけですが、国際経済の上から考えてみても、このような不平

等な処置が各国にひとしく強制されることになり、通貨不安を激増させる要因となっているのではないかと。そこで、わが国は金の保有が他国に比べて非常に少ないわけですが、ですから、今後金の保有についてはどういふふうにかんがへておられるか。これは先ほどから数字を示されておりますように、日本は極端に少ないわけですね。この点はどういふふうにかんがへておられるのか、伺つておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 従来金が外準の中で非常に少なかつたというところは、今日までのいろいろな経緯がございまして御承知のとおりと思ひますけれども、日本としては、俗なことばで申しますと、数年間までは金を買うだけの余裕が外貨準備の中になかつたといふこともいえるのではないかと思ひます。そして、その後の状況におきましては、ドルもだんだん信認が薄らいでくるし、こういうときに金買ひのようなことは国際的な調和を乱すのではないかと配慮もあつたのではないかと思ひます。同時に、今日国際情勢がこういうふうな状況でございまして、日本として金に對して通貨準備としてどうするか、日本として金に對してここでお話しをするような基本政策というものがある日本としてはきめ切れない。いろいろな条件、いろいろの情勢の判断も必要でございまして、外準としてこの際あらためて金の保有を多くするといふことに向かうかどうか、これはいましばらく考えなければならぬ問題であるから、こういうふうにかんがへておられます。いま直ちに方針を切りかえるといふところまでは考へておりません。

○広沢委員 いま直ちにどういふことよりも、いまこういう不安の中で行なうということになれば、新たな不安をまた呼び起すことにもなりましよう。そこで、さつき大臣のおっしゃつたSDRの問題なんですけれども、通貨調整後、第三の通貨としての通貨改革をこれからやらなければならぬ

段階になるわけですが、その場合に、国際會議においてこの問題が大きく問題化されるだろうと思ひますが、現在の国際経済の環境の中でこれを魅力あらしめるといふか、定着させていくといふことは、いままでいろいろ論議されながら、あゝいといつては語弊がありますけれども、あと回しにされてきたわけですが、これに對して、いま言うような政府の考へていかなければいけないわけですから、これを對して、今日の国際経済環境の中で政府はどういう対策を持っておられるか。それがなくて、金の保有も非常に少ない、そしてこういうふうな通貨不安が起つてきているといふことであれば、どつちもつかずでは困るわけですね。その点どういふふうにかんがへておられますか。

○林(大)政府委員 若干技術的な経過がございまして御説明申し上げますが、SDRを魅力あらしめるためにどういふ手段があるのかといふこと考へられますが、一つは金利でございまして、金利は現在SDRにつきましては年利一・五%、それをもう少し上げるという方法がございまして、それから第二には、SDRの価値は金にリンクしておられます。それを、金よりも強くなる通貨があれば、この前のときの円のように、金と同じよりかもうちよつと価値を強くしたらいではないかという考へがございまして、第三に、そのほかにSDRに付屬しております各種の制限をいろいろ手直しすることにしまして若干余地があるかとも思われます。この点につきましては、まだ具体的にとどういふ話が出ておりません。第一、第二の方法で、その方法によってSDRのいわば債務者の負担も変わってくるわけがございまして、どういふふうにしたらよろしいか。日本の立場からすれば、どちらかというところ、現在は黒字の国でございまして、したがって、SDR建てのいわば債権を持つ立場でございまして、その日本の立場からすれば、SDRを魅力あらしめるために、金利の面でも価値維持の面でもできるだけ魅力あるものにしたらよろしい。それに対しまし

て、なかなかそうはいかないといふような議論も各国でございまして、現在二十カ国委員会の検討の範囲でいろいろと議論が行なわれてはいるといふこととございまして。

○広沢委員 最後に一言伺つておきたいのですが、これから二十カ国委員会が行なわれるわけですが、先ほど申し上げたように、いままでの進展を見ても、国際収支の調整における国内政策とか、いま盛んに論じられておりますが、価格政策とか、その役割りについて論議される。これは前回の円切り上げのときもそうである。過剰ドルの問題とか、SDRあるいは金をどうするかといふような問題が明確にならないと、将来においてまた絶えず通貨不安を残したままになつていくわけですが、したがって、今回においては、通貨改革といふ問題が大きな論議を呼んでくると思ひますが、それに臨む姿勢としてどういふ姿勢を持っておられるのか、これから当然この問題が焦点になってこようかと思われまふので、基本的な姿勢だけをお伺いして終りにしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 これは一言にして申しますと、ドルが金兌換といふことができない、あるいは非常にむずかしいといふことが見透えらるるならば、それにかわるものがなければならぬ。しかし、どこの一國の通貨もこれを引き受けるといふ名り出るものはありませんと思ひますから、結局、いままでいろいろの知慮者が創造してきつたSDRといふものは、いまも局長からお聞き取りいただいたような経過や意義があるのでありますから、SDRを中心にして国際通貨の安定ということをはかるといふ方向に各国が積極的に協力し合うといふこと以外にはないのではないだろうか。これもしかし先ほど申しましたように、なかなかその簡単にはいきまじと思ひますけれども、二十カ国なら二十カ国がそういう意向に向かつて積極的な努力と協力をする方向をつくり上げること。それからもう一つは、やはりこういう不安定な状態が続くことは各国ともまことに好まじからざるこ

とありますが、これは同時にそれぞれの国のビ
 ービアにもかかわるところが重大なわけでござ
 いますから、各国がそれぞれ自国内において、た
 とえばインフレ抑止の徹底した対策をそれぞれ講
 じ合うとか、あるいは資本の流出についてこれを
 抑止するというような点について主要国間の思想
 統一をしていくということがさしあたり一番必要
 なことであろう、私は、日本としてもそういう態
 度で臨むべきではないだろうか、こういうふうに
 考えております。

○大村委員長代理 次回は、来たる二十七日火曜
 日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会す
 ることとし、本日は、これにて散会いたします。
 午後四時五十二分散会

大蔵委員會議録第二号中正誤

八	段	行	誤	正
二	四	末	山本敬三郎君で	山本敬三郎で
二	四	三	確的	的確
一	四	三	まりますよ	まいらすよ
一	四	三	対策	対等
五	二	末	少し	少し

第一類第五号

大蔵委員會議録第七号

昭和四十八年二月二十三日

昭和四十八年三月二日印刷

昭和四十八年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K